

第二節 学生運動

一九六〇年安保闘争後、いったん退潮していた日本の学生運動は、一九六五年ごろから大学ごとの個別の要求を発端として、ふたたび全国規模で活発化の様相を呈する。たとえば大学寮の自治・学生会館の管理運営の要求や、学費の値上げ反対などであった。また、一九六五年の日韓会談反対闘争に始まり、六十年代後半のベトナム反戦闘争、そして一九七〇年安保闘争や沖縄闘争へと次第に激化していった大学紛争は、一九六九年はじめに勃発した東京大学安田講堂攻防戦において一つの頂点を迎える。この前後には、国内のみならず、世界各地で大学紛争が続発した。その背景としては、ベトナム戦争の泥沼的状況や中国の文化大革命、また資本主義社会の一種の閉塞状態といったさまざまな国際問題も看過することはできない。

本学における学生運動もやはり一九六九年から七〇年にかけて最も活発であった。その具体的な問題としては本学において進められようとしていた学制の抜本的改革に対して学生の意見を反映させようという要求であり、さらには自治会・学友会・寮委員会が中心となつて取り組んでいた生協設置問題や寮改築問題、授業料値上げ問題などであった。

本節では昭和四十三年から昭和四十七年をはじめまでを中心に、三つの時期に区切り、学内資料をもとに、学生の動きと大学側の対応をまとめる。

一 学制改革 芸大における学制の変遷にふれ、小塚学長による改革案が学制改革審議会に提出された昭和四十四年九月十八日まで。

二 学長選挙 十二月五日の学長選挙後、二十二日に福井新学長によ

る「学長就任にあたって」の声明文が出されるまでの経過。

三 七〇年安保闘争とそれ以降 全国的な盛り上がりを見せた昭和四十五年六月二十三日の安保反対闘争とそれ以降について（石神井・東台寮改築問題および授業料値上げ問題など）。

本節で参照したおもな学内資料名を以下に挙げる。

- ・『東京藝術大学学報』（昭和四十年～四十九年度）
- ・『音楽学部教授会議事録』（昭和四十三年～四十七年度）
- ・『評議会・協議会議事録』（昭和四十三年～四十七年度）
- ・『大学問題関係綴』
- ・『学内紛争関係に関する綴』
- ・『最近の事態における大学の運営状況について』
- ・『昭和四十四年六月二十二日～二十四日 安保廃棄関係』
- ・『芸大学制改革関係』
- ・『大学学制改革委員会記録』
- ・『東京芸術大学生活協同組合 三十年のあゆみ』
- ・『大学改革関係』
- ・『学長選挙方式検討委員会議事要録』
- ・『学長選挙関係』
- ・『昭和四十三年～五十年 石神井寮・東台寮関係』
- ・『昭和四十五年～五十年 新寮建設委員会関係書類』

前掲資料に基づく関係年譜。

昭和四十三年（一九六八）

- 六月一日 自治会より生協設立が提案される。
- 七月十一日 音楽学部より「改革案」が提出される。
- 十月十二日 生協問題について学生部と初の団体交渉がなされる。
- 十月十七日 評議会において生協設置問題が討議される。

十月十八日 生協設立準備委員会が設立される。

十月二十一日 10・21全国学生統一行動。

十月二十一日 芸大学生総決起集会において生協設立決議が可決する。

十月二十五日 学制改革について学生とのシンポジウムが開催される。

十一月二十一日 学制改革答申について学生とのシンポジウムが開催される。

十一月二十八日 学制改革について学生集会が開催される。

昭和四十四年（一九六九）

一月十七日 東京芸術大学生活協同組合創立総会。

三月二十四日 学生三者より学長宛の公開質問状が提出される。

四月二十五日 公開質問状への回答が出される。

四月三十日 中教審より「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の答申が提出される。

五月十二日 国立大学協会より「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の中教審答申に対する要望書が提出される。

五月十九日 学友会より音楽学部教授会宛の公開質問状が提出される。

五月二十四日 「大学の運営に関する臨時措置法」案が国会へ提出される。

五月二十七日 学生より実技関係・一般学科および外国語関係・全学部関係の要望事項が提出される。

五月二十九日 公開質問状への回答が出される。

六月五日 音楽学部教授会より「大学の運営に関する臨時措置法」に対する反対声明が発表される。

六月五日 五月二十七日の学生からの要望書への回答が検討される。

八月九日 報告書「東京芸術大学石神井寮および東台寮を見て」が提出される。

八月十七日 「大学の運営に関する臨時措置法」が施行される。

九月四日 学生四者より教授会へ大学法に関する申し入れ書が提出される。

九月十八日 小塚試案が「学制改革審議会」に提出される。

九月十八日 学長選挙規則が改正される。

十月十六日 学生四者より音楽学部教授会へ団交の申し入れ書が提出される。

十月二十日 学生と教授会との団交が開催される。

十一月八日 学生部および両学部教授会、学長選挙管理委員会への申し入れ書が提出される。

十一月九日 学長選挙延期の告示が出される。

十一月十二日 両学部臨時教授会で学長選挙への学生参加の問題が検討される。

十一月十三日 両学部合同教授会が開催され、「今回の学長選挙と今後の学生参加についての教授会の考え方」が発表される。

十一月十四日 各科討論集会在開催される。

十一月十五日 学生集会在開催される。

十一月十八日 学制改革について学生に対する中間説明会が開催される。

十一月二十四日 全学討論集会、臨時教授会が開催される。

十一月二十八日 音楽学部討論集会在開催される。

十二月一日 両学部合同教授会が開催され、学生側への対応を検討。五日に学長選挙を実施することが決定する。

十二月二日 音楽学部教授会より「音楽学部の学生諸君へ」が発表される。

十二月二日 学長選挙公示、学生に対して大学改革問題について説明会が開催される。

十二月三日 音楽学部集会在開催される。

十二月五日 学長選挙が実施される。

十二月八日 福井直俊が学長に選出される（就任は同月二十一日）。

十二月十日 午後九時頃、学生により本部が封鎖される。

十二月十二日 臨時教授会が開催される午後七時頃、封鎖が一部解除される。

十二月十三日 午前一時頃、大学側と学生側の話し合いにより封鎖が完全に解除される。

十二月十七日 小塚学長より坂田道太文部大臣へ「国立大学の固有財産の用途等阻害報告について」が提出される。

十二月二十二日 福井新学長の「学長就任にあたって」の声明文が発表される。

昭和四十五年（一九七〇）

六月十七日 音楽学部二八一名による総会が開催される。

六月十九日 全都芸術系学生集会が開催される。

六月二十二日 反安保抗議行動参加のため音楽学部学友会は投票により二十三日二十四時間のスト権を確立する。

六月二十三日 両学部ともストライキに入る。

六月二十四日 音楽学部によるストライキは解除される（美術は二十五日解除）。

七月十九日 東京芸術大学学長選挙選考方式検討委員会が開催される。

十月十五日 学生より学長宛の公開質問状が提出される。

十月二十八日 「東京芸術大学石神井寮および東台寮改築計画について訴える」報告書が提出される。

十一月十九日 東京芸術大学学長選考方式についての答申が提出される。

十二月十日 新寮建設学生連絡会議より訴え文が提出される。

昭和四十六年（一九七一）

一月二十六日 学制改革委員会規則が制定される。

三月二十二日 第一回大学学制改革委員会が開催される。

六月十七日 評議会にて6・17沖縄返還協定調印抗議デモについて検討される。

十一月二十八日 音楽学部討論集會が開催される。

十二月十六日 評議会にて大浦食堂値上げに対する申し入れについて検討される。

十二月二十日 学制改革委員會議長會議が開催される。

昭和四十七年（一九七二）

一月二十日 評議会にて授業料値上げ問題、寮問題について検討される。

一月二十七日 学制改革委員会総会が開催される。

二月二十四日 学生五者より教授会へ授業料値上げに対する申し入れ書が提出される。

一 学制改革

昭和四十二年十一月一日付「芸庶第二六二」号において、小塚新一郎学長は音楽・美術両学部に対し、「芸術教育（大学段階）」「現在実施されている本学の専門教育のあり方について」の中間報告書を翌年六月三十日までに「学制改革審議会」宛に提出するように要請した。音楽学部では昭和四十二年十一月二日に学制改革小委員会が設けられ、以後十二回の委員会において検討が重ねられた結果、昭和四十三年七月十一日に改革案が提出された。

芸音第二七一号

昭和四十三年七月十一日

音楽学部長 福井直俊 印

学制改革審議会議長

小塚新一郎殿

芸術大学における教育の改革について（報告）

昭和四十二年十一月一日付芸庶第二六二号で依頼のありましたこのことについて、音楽学部においては昭和四十二年十一月二日学制改革小委員会を設け、同年十一月九日第一回委員会を開催し、爾来今日に至るまで十二回の委員会を開催、検討を重ね、昭和四十三年七月四日教授会において別紙のとおり改革案が承認されましたので報告いたします。（「音楽学部改革構想概略図」は次頁に掲載）

附属研究施設

◎音楽研究所

現代日本における音楽の諸問題の総合研究機関組織（四つの研究部からなる。）

I 第一研究部 音楽諸学の総合的研究

- (a) 音楽文化研究室 全音楽文化を総合的に研究して進むべき道を示唆する。

- (b) 宗教音楽研究室 仏教、神道、キリスト教音楽の典礼にともなう実地的研究。

- (c) 音楽社会学研究室 社会における民衆音楽の調査ならびに研究。

II 第二研究部 日本および東洋、その他諸地域の音楽の調査研究

- (a) 比較音楽学研究室 東西音楽の比較と総合の問題
- (b) 民族音楽研究室 伝統音楽、民謡、郷土芸能の録音、録

画、採譜

III 第三研究部 音楽教育の総合的研究

- (a) 音楽教育研究室 音楽教育に関する調査、資料の収集および音楽教育の実験

IV 第四研究部 音響科学の総合的研究

- (a) 楽器研究室 楽器、演奏法の芸術科学的総合研究
- (b) 音響学実験室
- (c) 音楽心理学、生理学研究室 音声、音韻、発声等の芸術科学的総合研究

- (d) 電子音楽研究室

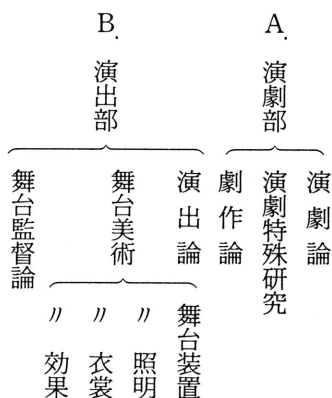
◎管弦楽部門

三管編成のオーケストラの設置

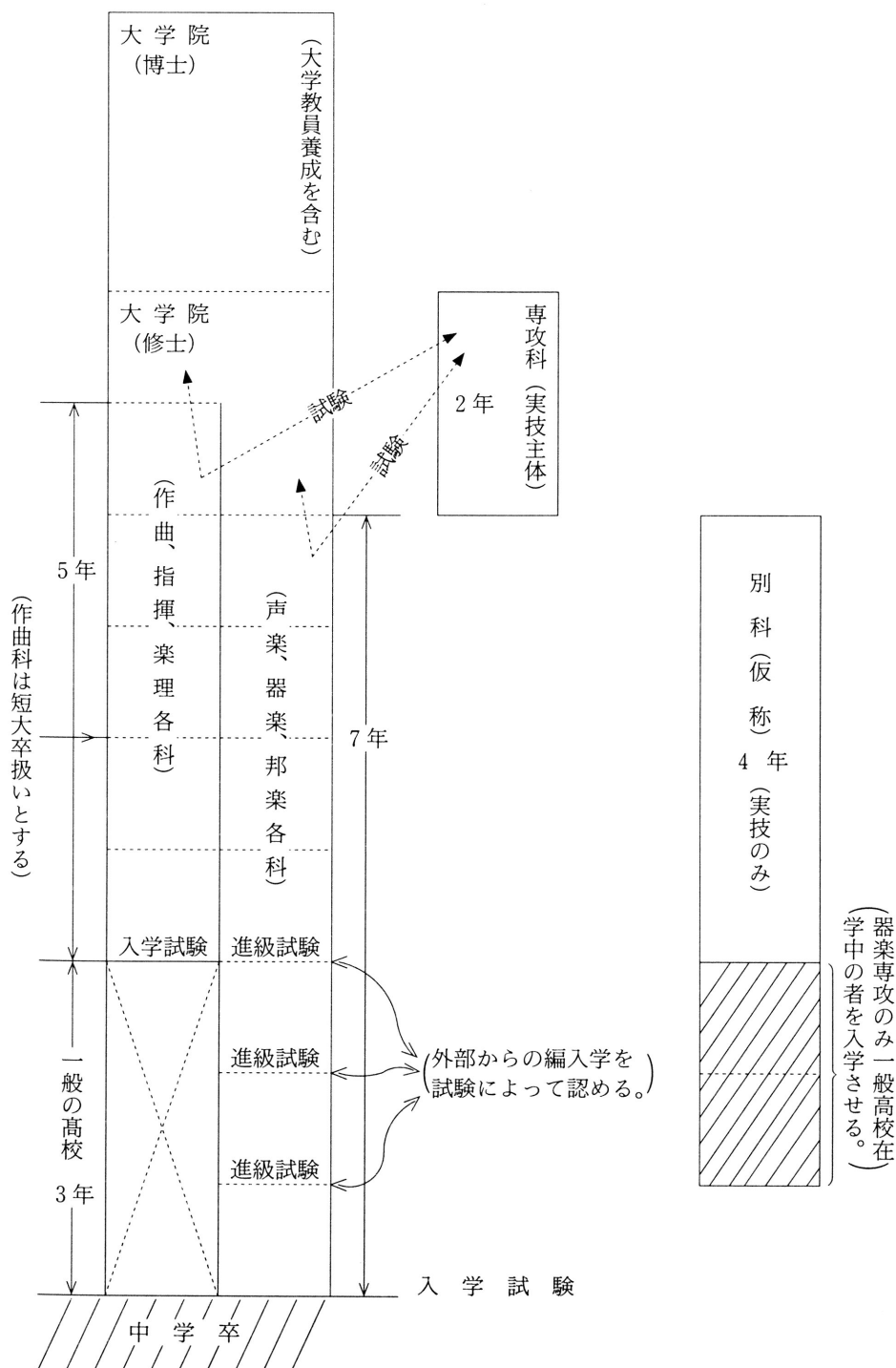
◎演劇研究所

1. 主研究部門 東西の古典および現代舞台芸術と映画

以上の部門は各々次の部を持つ、但し能に於てはその一部を除く。



音楽学部改革構想概略図



- (註) 1. 専攻科(2年)を別科(仮称)の上に積み重ねることも可能。
 2. この案が実現した場合、現在の附属音楽高校は発展的解消となる。
 3. 邦楽科を拡充整備する。(例 他の三味線音楽、尺八楽、研究課材としての舞踊)

C. 演技部
演技各論
演技特殊研究

2. 関連研究項目 日本演劇史 西洋演劇史 日本舞踊 西洋舞踊

(バレエを含む) 日本舞踊史 西洋舞踊史 民族舞踊 音声学 発声法 朗読法 劇場論 映画製作論 その他

〔註〕

1. 本研究所は将来、演劇学部として独立設置されるべきものと考ええる。
2. 能及びオペラは音楽的要素を多分に有するため、その所屬に就ては検討の要あり。
3. 歌舞伎演技者（俳優）の養成はその特殊性に鑑み、国立劇場に委譲することが適当と考える。
4. 本研究所又は演劇学部を設置するにあたっては、演技・演出の実際家及び評論家等による諮問機関の意見を徴することが望ましい。

〔横組〕

（「芸大改制改革関係」）

学生側からも学制改革についてシンポジウム開催の要望が出された（『評議会議事録』昭和四十三年十月十七日）。音楽学部では十一月二十一日に学生とのシンポジウムを行い、二十八日に学友会執行部が討議集会を開催している。以下は集会呼びかけのビラである。

音楽学部討論集会へ！

〈第二ホール〉

1968・11・28 PM 1・00～5・00

きょう、午後一時から五時迄、第二ホールで音校の討論集会をやります。今月のはじめから学長選挙や教授会・学長の芸大改革試案を巡って我々の音校でも、学長選挙に限らず、レッスンやカリキュラムの形態や内容についてさらに芸大の教育体系や、芸術のあり方、我々の生き方等についても有志や、クラス、科でかなり活発な討論がすすめられてきました。

またこの中で、ここ数年芸大ではみられなかったような多数の教員、学生が集まって芸大全体の問題を話しあう全学集会が重ねられてきました。しかし、この全学集会では特に概して我々音校生は話すにも場馴れしていないし、議事運営についても必ずしも我々音校生の身近な問題から出発した学生参加の討論は数多くありませんでした。

私達が提案する音校討論集会の目的は第一に、新たに芽ばえた大胆な、全体の活発な討論を行なう中で、各人の間の各クラス、各科の間の、また教官と学生の間の対話を今後もつづけていく事にあります。この中で、余り深められてこなかった、音校独自の問題、とりくみ方にも、これ迄の、個別の討論の蓄積の上に今から推し進めていくこと、同時に、当面の焦点のひとつである学長選挙についても教授会の示す十二月五日の time limit 迄に、我々学生の具体的な参加の方式を明確にするよう追求すること、とりわけ様々なところから出されている方法について討議を進めたいと思います。

学友は勿論のこと、教官、職員の方のひとりでも多くの参加を訴えます。

討議内容

☆「学長選挙」を巡って

☆カリキュラム・授業を含めた身近な問題について

☆学生参加の方向について（協議会 etc）

音楽学部学友会執行部

〔横書き〕『音楽学部教授会議事録』昭和四十三年度

翌年三月二十四日美術学部自治会・音楽学部学友会・寮委員会から学長宛に公開質問状が提出されたことを受け、四月二十五日学長より回答が出された。以下全文。

東京芸術大学美術学部自治会・音楽学部

学友会・寮委員会の質問状への回答

昭和四十四年四月二十五日

東京芸術大学長

小塚新一郎

今回諸君から提示された質問の中には、いくつかの重要な問題を含んでおり、当然、それらは本学のそれぞれの機関にはかつて充分審議検討した上で答えるべきものと考えます。

しかし、それには相当の時間を必要としますので、とりあえず学長一個の見解として、以下のごとく回答します。従って、この見解は本学の最終的結論とはいえないことをあらかじめ了承されるように望みます。

公開質問状

美術学部自治会

1. 学長は三月十四日に中央教育審議会を辞任したわけですが、その辞任理由を再度質問します。

（1）大学制度の改革は、各種の資料に基づいて十分研究した上で行なわれなければならないと考えます。

今日まで、個人的に蒐集した内外の資料も相当の量に達しており、これらを検討して大学改革に役立てるには、研究のための時間を必要とするので、中間報告草案がまとまったのを機に辞任しました。

（2）自分の本務は東京芸術大学にあるので、本学における研究、教育が円滑に続け得られるよう努力すべき責任があると感じています。

また、芸大の諸般の改革に積極的にとりくむことも大切な使命と考えていますので、その必要からも、この機会に辞任しました。

2. このような「中教審」中間報告草案を審議してきた第二十四特別委員会の主査であった学長は、その責任を現在どのように考えていますか。

われわれは、誰でも、自由な立場でなされた自分の言動に対して責任をもたねばなりません。

したがって、中間報告草案についても、委員としての責任があります。

中間報告草案は、大学の関係者とはもとより、広く国民一般の意見を聞くために公表されたものであって、国民の間にさまざまな

意見があることも承知していますので、これらの意見に卒直に耳を傾けるつもりでいます。

3. a 学長は自治会や、学友会の主張や要求を具体的に知っているのですか、私たちの主張や活動が一部暴力学生とは全くちがひ、私達自身によって民主的につくられた規約にもとづいた正当なものであることをどのように、今まで見ていらしたのですか。

自治会および学友会の活動状況については、学生部より報告をうけていますので、承知しています。また質問には「一部暴力学生」とありますが、本学には現在そのような学生は存在しないと了解しています。

なお、自治会、学友会が規約通りに運営されなければならぬことは当然のことであると思いますが、「規約通りである」ということと、その主張および活動が「正当である」ということは別のことであると思います。従って、具体的な事項については、個々に判断しなければならぬ場合もあると思います。

なお、この質問における「正当」という語は「正統」の意にも解されますが、その点については学友会の質問2. bの項でたえますから、参照して下さい。

3. b 私たちが一部の暴力学生集団の破壊活動に対して断固反対していることを知っていますか。

私たちの自治活動を一部の派閥による専横的な活動と考えているのですか。

一部暴力学生集団とわたくしたちの自治活動をどう区別して考えているのですか。

自治会、学友会が暴力的破壊行為に絶対に反対していることは承知しています。

自治会、学友会の活動が、一部派閥の専横的なものであっていいはずはありません。

ただそのような声が学生諸君の中にあるように見受けられることはきわめて遺憾なことであると思いますので、諸君の努力によって完全に民主的な運営が行なわれることを希望します。

また「一部暴力学生集団」なるものは前述のように、本学には存在しないで、これは他大学の一部の学生をさすと思われますが、これと本学の自治会、学友会とは、当然、区別して考えています。わたくしとしては本学の学生が常にひとつにまとまっていることを望んでいます。

3. c 若大自治会の組織、規約、活動内容、方針について学長の見解をお聞きます。いわゆる「全共闘」らの活動内容、組織、方針と具体的に関連させながら答えていただきたい。

自治会の組織、規約、活動方針等については、次に述べる点を除いては、特に異論はありません。

(1) 規約改正案の「学生大会」の定足数について再検討を希望します。

(2) 学生投票等に際して、その都度、別個に管理委員会を設けることについて検討を希望します。

(3) 規約の改正、その他、会員に関する重要事項を審議、決定する際には、実質的に全会員の少くとも1/2以上の賛成を必要とするよう、規約の改正について考慮して欲しいと思

います。

(4) 定足数を確保するために委任状を乱用する弊害について検討して欲しいと思います。

(5) 執行部の役員等の決定にあたっては、クラス委員の中から選ぶという規約を設け、ある主張を持つものだけで執行部を独占するといった弊害が起らぬよう十分の配慮をしていただくよう希望します。

(6) 以上のほか、自治会および学友会が常に全学の学生の意見を正確に反映するように運営されることを特に希望します。

なお、「全共闘」というものが具体的に何を指すかがわかりませんが、いわゆる東京大学全学共闘会議およびそれに共鳴するそれぞれの大学の学生組織と解しますと、これは、組織・規約等について、各大学において、構成要素が複雑であり、規約・活動方針が極めて多様でありますので、学生部で十分調査・研究してもらうつもりであります。

3. d 美術学部学生自治会が正式な決定を経て加盟し、音楽学部学友会が支持結集している全学連（全日本学生自治会総連合）に対してどのように考えているのですか、具体的に解答していただきたい。

全学連は、各大学の自治会の健全な発展のための連絡、協力の機関と心得ています。

4. a 学長はカリキュラムの編成に学生が参加することを認めますか。又その参加の仕方をどのように考えますか。「中教審」草案

と具体的に関連させながら回答してください。

カリキュラム等については、学生諸君の希望、意見等を十分に配慮して編成されるのがよいと思っています。

本学の各学部、学科、専攻はそれぞれに大きな特色をもっていますので、各学科、専攻別（必要に応じて学年別）に、教員、学生との協議機関の如きものを設ける等の方法が考えられると思います。

この問題については、まず教授会で検討して、方法等を決定する必要があります。現在既に両学部の各学科ごとに教官と学生の懇談会等をもうけて検討が始っています。最終的には、それらを集約して、本学としての方針を定めたいと思います。

4. b 学長はこのような各科の予算の貧困性をどうやって解決していくつもりなのです。か、芸大全体として文部省により強力な予算請求をしていく意志はあるのですか。

予算の増額については過去十数年間、絶えず努力してきました、その間、数倍に増えています。

今後も努力を続けますが、さしあたり明年度、概算要求について、各学部、学科等の要望に従って計画をたて、努力して行きます。

4. c 無給副手を完全撤廃し、有給副手にきりかえ助手を規定数どおりおく意志はあるのですか。

無給副手については、長く続いている慣行で元来は本人の希望によって委嘱してきたものと記憶しています。しかし、この制度は公的に認められていないので、この際廃止する方向で検討した

いと思います。

助手の定員増については常に強力に要求し、これまで相当数増員されています。しかし、なお不足していますので今後ともたえず増員に努力します。ただし現時点においてはそれを補う意味で教務補佐員（有給副手）をおく必要はあると思います。

ただし、希望により当分の間無給副手を置く場合には、できるだけ研究時間を与えて、雑用等の負担を減らすよう、それぞれの学科にお願いしたいと思います。

5. a 学長は芸大自治会、学友会が規約にもとずいて、学生大会や学生投票によってストライキ権を確立することを認めるのですか、それとも認めないのですか。

学生の「ストライキ権」ということは、これまでの法律的概念のうちに存在しないで、国立大学としては、これを公的に認めることは困難と思います。

ただ多数の学生が自らの意志によって授業放棄をする場合これを集団的に欠席とみなされることもあると思われますが、欠席が長期にわたる時には、留年、卒業、延期等の事態が生ずることもあると思います。

しかし、たとえ自由な意志による授業放棄であっても学生がその基本的な権利を放棄することは、重大な問題であるので、大学は、調査会等を設けて、その原因の究明や解決方法の発見に努力しなければならぬと思います。

ただし、この問題は現時点においては先づ教授会の調査、審議を経なければならぬと思われますので、今直ちにこれを大学の公

的見解とすることはできません。

5. b 学長は芸大美術学部学生自治会、音楽学部学友会が全員加入制自治会であって、「自由意志の参加による自治会」ではないことを認めますか。

自治会、学友会が「全員加入制の自治会」という意味が、「強制加入」をさすとするれば、これらの団体に学生を強制的に加入させるための法律的根拠がないので、公的に認めることは困難であると思われます。

これまでの慣行として「全員加入」が認められていたとしても、自由意志による加入でない場合は、会員の自由な意志や行動を拘束することは、日本国憲法の定めるところにより許されないものと思われます。

学生諸君が自由意志によって加入している場合には、その団体の会員として会則にしたがい、また会則に定める手続きによる諸決定にしたがう義務があるものと考えられます。

寮委員会

1. a 公務員である寮内用務員が、無責任な勤務状況で無断欠勤があいつぎ寮に来ても殆んど仕事をしない。学校は雇用・用務員管理の責任者としてこの件をどう思うのか、回答を求めます。

この件については、直接の監督者の調査をまち、学生部長より回答されるよう取りはかいます。

1. b 昭和四十三年度学生便覧によれば、昭和四十三年二月十八日に入寮学生選考内規を寮生に「改正」前も後も知らさず一方的

に「改正」したが、その件をどう思うのか、回答と反省を求めます。

入寮学生選考内規の改正等は、これまで学生部の諸機関によって行なわれるよう定められていましたが、今後は諸規制の改廃についての手続等について、改めて検討したいと考えています。

その際、寮生代表の参加を求めることもありますが、さしあたり、厚生補導委員会、厚生補導協議会、教授会等の諸機関によって、十分に検討してもらう必要があると思います。

1. c 入退寮選考権の寮生移管の問題と同様、この内規そのものの適用についても再検討を要求するとともに、少くとも、昭和四十三年二月十八日以前に入寮の寮生についてこの改正は適用されないのは自明と考え、我々は芸大生である限り、(留年を何年しようとも)寮生としての資格を剝奪されないと考えます。この点をどのように考えるのですか。

大学学部は修業年限は四ケ年と定められているので、四ケ年を越えて在籍することは特別の場合と考えられます。

留年については、個々の場合について、その都度その事情を十分に調査して、適切に取り扱う必要がありますが、入寮を希望する学生の不利益とならぬよう配慮しなければならないと思います。

1. d 私たちは暖房燃料費(ガス代)の学校払いを検討することを要求しますが、これについてはどう思うのか、回答を求めます。
この件については、全学生のこととも考慮しながら、十分検討したいと思います。

音楽学部学友会

1. 学長はこれらカリキュラム教官の問題をどう思われるのですか、又どのようにして学生の意見を反映しようと考えているのですか、これらの問題はかなり大きく切実であり、緊急に何らかの形で解決へ足をふみ出さねばならないと思います。3・24団交の発言のように「遺憾に思う」だけではどうにもならない問題なのです。学長は芸大学長として、これら問題をどう考えているのか具体的に回答して下さい。

カリキュラム問題については、4～a(七頁(本書二〇二頁))で述べていますので参照して下さい。

なお、音楽学部、教授会に要請して早急に学生諸君の要望や意見を聞くための方策を講じてもらうようになっています。

2. a 学長は以上のような見解をどう思われるのですか。又以上のような学生の参加を認めることは中教審にある「学生は公共施設の利用者で、入学を許可された者として当然の義務を負う」ではなく芸大の自治・運営管理は、全芸大の構成員の総意によって行うという立場を認めることだと考えますか。学長はどういう立場に立たれるのですか、以上のような立場を認めるのかどうか卒直に答えて頂きたい。

「学生は公共施設の利用者」というのは今日まで行政法上の解釈としてとられてきたもので大学における学生の位置、或は地位をこれだけで十分に説明しつくすことはできないと思われる。

また、古くより、大学を一つの「共同体」(Gemeinschaft)として考えてきましたが、「共同体」にはいろいろな種類があり、大学は「教育を目的とする共同体」(Bildungsgemeinschaft)と解されてきました。

そして、「教育を目的とする共同体」の典型的なものは「学校」でありますので、われわれは、先づ、研究と教育を使命とする大学とその一構成員である学生が、学校或は被教育者のうちで如何なる位置を占め如何なる特質をもつものかを検討せねばならぬものと思います。

しかし今日、大学を「共同体」とする従来の考え方に對して、一種の「目的社会」(Gesellschaft)としてとらえるべきであるという意見があり、未だ統一的な見解には達していない状況にあります。

以下は全く個人的な考えであるが、現在のところ大学は次のような方法によつて、再出発するのが現実的であるように思われます。すなわち

(1) 教員、職員、学生の三者より構成されるものとして、それぞれの本来の機能、任務を明確にし、それに対応して、三者に固有の権利、権限と責任の範囲とを明らかにする。

(2) 三者より構成される「連合体」としての大学の使命、機能を円滑に遂行するため、連絡・調整の機関を設ける。

(3) このような新しい組織、機構のもとに試行錯誤をくり返しつつ最終的な「大学像」の発見に努める。

以上は大学一般についていえることではありますが、芸大としては、芸術に関する研究教育の機関として、その特質を十分に生かせるような形体を見出して行かねばなりません。

そのためには、これまであつた「大学制度改革委員会」を再編成し、各方面の研究成果をもとり入れつつ、新しい芸大の「大学像」を求めて努力すべきであると考えます。その際、学生諸君の意向も十分くみとるような方策を講じたいと思います。

しかし、これらの諸問題については、現時点にあつては、先づ教授会、評議会等の審議、決定にまたねばなりませんので、今、直ちに大学の公的な見解とすることはできません。

2. b 学長は学友会を音楽学部学生の正式な唯一の自治会であることを認めますか。もし新学友会(仮称)を名のる団体が正式規約にもとづかず「自主的自由な意志のもとに」結成すれば任意団体としてこれを認めるのですか。

学友会が音楽学部の学生全員が加入している団体であると了解しています。

しかし、一部の学生が正規の手続きに従つて届出を行なつた場合、大学の研究、教育の妨げとなるようなものでない限り、これを受理しなければならぬと考えます。

しかし、むろん既存の団体とまぎらわしい名称を用いたり、類似の目的を持つようなことは避けねばならないと思います。

ただし、仮に質問にあるような「新学友会」なるものが結成され、しかもこの団体がみづから正式規約によるものであるなどの主張をした場合、あるいは客観的にみて或程度(たとえば半数以

上)の学生の加入があるとみられるような場合には、大学としては既存のものとどちらが学生を代表するのか判断に苦しむことになるかと思えます。このような場合には、大学はどちらの代表権も認めることができなくなります。

このように「二つの学友会」がそれぞれの正統性を主張して相争うというような事態は、ただ単に学生の自治が危機におちいるばかりでなく、大学の機能もいちじるしく損なわれることとなります。それ故、このような事態は全学の学生の努力によって極力避けねばならないと思います。従って学生が集団としての意思決定能力を常に維持できるような機構組織が諸君自身の手によって完全に整備されることが望ましいと思います。

2. c 中教審の報告草案は全員加盟制自治会のストライキは禁止しています。

学長は現在の学友会が民主的な手続を経て、ストライキを決定した時(どうしても学校当局と話し合いがつかない場合と仮定して)どのように対処するつもりですか。

5. a (六頁(本書一〇二頁))で述べてありますので参照してください。

3. a 音楽学部教官中過去一年間に本学在学学生を自宅で教授し報酬をとった者の全教官氏名

3. b 以上の各教官の自宅教授回数と報酬額

三月二十四日の会合の際、提出された音楽学部教官に関する件は、重要と思われる内容を含んでいるので、詳細に調査の上、然るべき方法をとる考えています。

なお、音楽学部教授会に対して、この問題の取りあつかい方について検討するよう要請しました。

(評議会・協議会議事録「昭和四十四年度」)

音楽学部学友会は、上記の回答を不十分として五月十九日、教授会宛に再度公開質問状を提出し、十日後の五月二十九日に回答を得た。以下はその全文である。

五月十九日付音楽学部学友会執行委員会の

音楽学部教授会宛質問状への回答

昭和四十四年五月二十九日

東京芸術大学音楽学部教授会

・音楽学部教官中、過去一年間に本学在学学生を自宅で教授し、報酬をとった者の全教官氏名。

・以上の各教官の自宅教授回数と、報酬額。

・学長から教授会へ検討依頼の内容。

・教授会としての今後この問題を、すみやかに解決するための具体策。

今回、本学部の教官の一部が、在学生を自宅で教授して報酬を受取ったとして批判を受けたことについては、学長より音楽学部教授会あてにただちに連絡があり、教授会は、これが、ひいては音楽教育の根本にもつながる問題であるため、重大な関心をもつて、検討するよう決意した。

この問題はただ単に個々の教官の良識の問題であるばかりではな

く、音楽教育界における一部の慣習に由来するところもあつて、充分な調査検討が必要である。

例えば、学校における専門実技の時間数の不足を補うために、どうしても余分のレッスンを必要とするとか官が判断し学生もまたそれを求めるような場合、問題はむしろ、学校の専門実技のカリキュラム編成にあり、それを改善しないで、ただ自宅レッスンを全面的に禁止したのでは、学生の意欲をはばむおそれもあり、ひいては学生の水準そのものにかかわる結果にもなりかねない。

また、音楽のような実技教育では教師と学生との人間的交流が不可欠であつて、学生が教師の自宅を訪問して課外の教えを受けるようなことも、この見地から、教育の一環としてむしろ重要であるといえなくもない。

また、報酬については、学校以外の場所、カリキュラム外の実技を別個に教授する場合、謝礼も当然であるという考えもあり得るが、他面、このことが教育の機会均等の問題に触れることも事実であつて、一律に論じることが難かしく、基本的には教授者の教育への熱意と良識に委ねられる問題といえよう。

音楽学部教授会は、以上のような見解に立脚して、学部長を中心とし、各部会および連絡委員会（各科から選出された委員をもつて構成する）にはかり、この問題の調査を続けてきたが、その間、過去において一部の教官に教育者としての配慮が不足していたことを認めるに至つた。この件に関して、音楽学部教授会は率直に遺憾の意を表明するとともに、次の事項を決議した。

一、自宅レッスンの是非と範囲については、種々の意見がわかれる

ところであるが、教授会は従来の経緯にかんがみ、教育的な見地に立つて、今後は報酬を取つて行なう一切の自宅レッスンを本学学生に対しておこなわないことを申し合わせる。

二、また、この申し合わせ事項およびその趣旨に反する行為が今後あつた場合、教授会は重大な決意をもつてこれに対処する。

三、カリキュラム改善の問題は学生の意向を十分に反映させて最善の解決策を得るよう努力する。

「○○科（カリキュラム）改善委員会と教授会ならびに部会との正式に協議する機関——○○科カリキュラム制度改善委員会（仮称）を設ける。

この協議機関の構成は、学生、院生、教員の各層のそれぞれの代表とし、科、カリキュラムの問題について協議する機関（合意）を生かすのであつて決定機関ではない。」

カリキュラムの改善については、教授会は学生の間から積極的な意見が述べられることを期待してきた。教授会では、すでに各科の部会でこの問題を学生との懇談に基づいて検討するほか、連絡委員会を設けて、個々の部会を越えた問題についても慎重に討議しつつある。教授会は、学生側にもカリキュラムの改善のための委員会が生れたことを歓迎する。カリキュラムの検討は、各部会の特殊性を考慮して、まずそれぞれの部会において、教官と学生、院生の協議によつておこなうこととし、あらゆる問題について相互の理解を深めたうえで、最善のカリキュラム編成を表現してゆく方針である。

「また、さらに学長及び教員、職員、大学院生、学生などから民」
「主的に選出された一定数の代表によつて構成し、芸大の基本方」

針、予算の編成と配分、教育、研究などにかかわる重要事項を協議する学部及び全学協議会を設置する。

学部ないし全学協議会、またはそれに準ずる協議機関を設置することに関しては、大学制度改革に関する種々の試案の中でも、その趣旨に賛同するむきが多く、この問題に関しては教授会において、その組織、機能、議事手続等について研究し、またその課程において学生の意見を吸収するように配慮する。

教授会会議内容、あるいは議事録の学生、教員、職員への公開、芸大（音楽学部に関する）管理、運営のすべての機関と、機関と機関の關係その主な役割、構成メンバー公開（例えば、評議会とか演奏部審議会）

従来、大学構成員の間に広報組織が確立していなかったために、意志の疎通に欠ける面があつたことは否めない。とくに現在の情勢下においては、学部の健全な自治を促進するために、学部の機構および各機関の決定を支障のない限り、学生に周知させる必要を認める。そのために、学部公示板等を利用して従来への慣行の範囲にとどまらず、今後次の事項を公示する。

一、教授会および各委員会の重要議題、および支障ない限りにおいて、その審議の結果

二、学部の既存の機構に属する構成員が改選された場合はその氏名
三、学部内に新たな機構が作られた場合は、その機構の設置の目的、機能とその構成員の氏名

四、その他学部教職員および学生に公示すべき事項

なお、大学全体の組織については、学生便覧の記載の充実を、音

楽学部教授会から学生部に対して要請する。

「教授会はただちに「大学立法」についての反対の見解をまとめ、」
「ただちに行動を起こすことを強く要望する。」

現在伝えられるいわゆる大学立法については、音楽学部教授会は事態の推移を注目しつつあるが、先に発表された国立大学協会長の各国立大学長宛の中教審答申に関する要望書の趣旨を支持し、大学紛争の原因の追求を抜きにして性急な立法による対策を行なうことでは紛争の根本的解決に役立たずかえつて紛争を激化させるおそれがあると考ええる。かつ、本学は教官と学生との親密な相互の信頼關係にもとづく独自の芸術創造を目的とする大学であり、外部からの管理規制によつて教育の実質を高めることは基本的に困難であるとの認識に立ち、立法による規制に反対する立場を表明する。

※ ※ ※

いうまでもなく、芸術の教育と創造の場においては、あらゆる改革は、教官、職員および学生の相互の信頼があつてこそはじめて成り立つのである。

音楽学部教授会はそのことを充分に考慮し、あらゆる問題の解決にあたつて、学生の信頼にこたえ、その責任を果す決意である。

われわれは、今回校友会の提起した上記の諸問題を含めて、本学部の理想的ヴィジョンの作成とその実現に今後も努力する方針である。

当面、それについて、可能なかぎり、内外の知見を取り入れるとともに、学生諸君や卒業生の意見もひろく聴取する用意がある。今後さまざまな機会を設けて、特に諸君との討議をおこなう予定であ

る。

ついては、学生諸君も、教官側のこの決意を支持し、すすんで協力することを要望する。

〔横組〕
〔音楽学部教授会議事録〕昭和四十四年度

また五月二十七日には各科懇談会が行われ、学生から実技関連の要望事項が提案された。それについては六月二日に連絡委員会で審議され、同月五日の教授会で以下のように了承された。

1、担当教官変更の自由

(イ) 入学時を含めて考えるか？ 入学時は実際問題としてむずかしい。在学中についてもいつべんには出来ない。アドバイザーシステムの採用も考えられる。つまり学生が主任教官に担当教官変更についてじっくり話し合うようにする。(主任教官についている学生のために他に一名の教官を指名しておく。)

(ロ) 部内留学の制度を設けたらどうか。(教官同志の話し合い、学生との話し合い、或いは一定期間担任を変更する制度。)

(ハ) すぐ実行できるものは実行し、実行しがたいものは大学改革の際に検討することとする。

2、教官の公開レッスン及び公開演奏について

教官の自由意志によって行うこととし、演奏は五時までに終らせること。なお公開レッスンの聴講は許可制とする。

3、公開試験

各科において多少事情は違うが、公開試験は原則的によい。

なお公開試験を望む学生の意向としては、多くの教官から批評してほしい意味があり、その方法としては、試験の際採点用紙を二枚用意し、一枚は正規採点用とし、他の一枚はそれぞれ教官が批評文をメモし、随時学生からの申し出によりそれに答えるという方法。

〔横書き〕
〔音楽学部教授会議事録〕昭和四十四年度

五月十二日付で国立大学協会会長より各国立大学長宛に、「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の中教審答申に対する要望書が発表された。また五月二十四日、「大学の運営に関する臨時措置法」案が国会へ提出された。音楽学部教授会では上記の要望書の趣旨を支持し、六月五日に「大学の運営に関する臨時措置法」立法化反対の声明文を出している。

要 望 書

今日多くの大学において紛争が発生し、大学本来の任務である研究・教育の機能を正常に行ない得ない事態をまねいていることは、遺憾にたえないところであり、われわれはその責任を痛感している。われわれとしては、これまでの大学のあり方について深く反省するとともに、大学内外からの批判や改革意見に対して謙虚に耳を傾け、紛争を自主的に解決するために全力をそそいでいく決意である。

しかし、今日の大学紛争の根源は深く、かつ複雑であり、紛争に対処するにあたっては、まず、この点を十分に認識することが必要

である。このことに對する配慮のない性急な対策は、たとえ臨時的な措置であつても、紛争の解決に役だたないのみならずかえつて紛争の激化をまねくおそれがある。また、紛争解決のための対策は、あくまでも大学本来の機能を生かすことを主眼とすべきであつて、ことを急ぐのあまり学問の自由を侵し、大学の自治を脅かすような措置をとることは、絶対に避けなければならない。

このたび「当面する大学教育の課題に對應するための方策について」中央教育審議会より文部大臣に對してなされた答申に示された提案は、われわれとしても十分に検討しなければならない問題を含んでいる。しかし、これを全体として見れば、大学紛争の要因に對する認識が、具体的な提案のなかに十分生かされているとはいいたい。のみならず、それらの提案が、大学の当面する問題の解決方策として有効なものであるかどうかについても疑念なきを得ない。

今日の大学の問題は、大学の自主的な努力の結実によつてこそ真の解決が得られるものであつて、本来立法による強制によつては処理することの困難な性質のものである。文部当局が、この趣旨を十分に理解し、答申の取り扱いについては慎重を期せられるよう、とくに要望するものである。

昭和四十四年五月九日

国立大学協会

会長 奥 田 東

声 明 書

このたび政府より衆議院へ提出された「大学の運営に関する臨時措置法」案について、東京芸術大学音楽学部教授会はさきに発表された国立大学協会長の各国立大学長宛の中教審答申に関する要望書の趣旨を支持し、大学紛争の原因の追求を抜きにして性急な立法による対策を行なうことでは紛争の根本的解決に役立たず、かえつて紛争を激化させるおそれがあると考える。

かつ、本学は教官と学生との親密な相互の信頼関係にもとづく独自の芸術創造を目的とする大学であり、外部からの管理規制によつて教育の実質を高めることは基本的に困難であるとの認識に立ち、本教授会は立法による規制に反對する立場を声明する。

昭和四十四年六月五日

東京芸術大学音楽学部教授会

〔「声明書」のみ横組〕（「音楽学部教授会議事録」昭和四十四年度）

「大学の運営に関する臨時措置法」立法化に對して、反對意見を表明した大学はきわめて多かつた。とくに国立大学においては、学長や評議會の名前で反對意見を公にしたもの、および全学部の教授会が反對したものは合わせて三十校に上つた。しかしながら「大学の運営に関する臨時措置法」は八月三日成立し、十七日から施行されることとなつた。

本学ではこの立法化に對して、学生四者（音楽学部学友会・美術学部自治会執行委員会・芸大石神井寮委員会・東台寮委員会）から教授会に對して申し入れがあり、その内容は1. 大学法の法的無効を広く表明せよ、2. 大学法に協力しないことを表明せよ、3. 大学の運営については学生と一緒に進んでほしい、4. 文部予算の増額等について学生とともに行動すること、であつた（「教授会議事録」九月四日）。

以下は昭和四十四年九月三十日付の『学報』に掲載された「大学の運

営に関する臨時措置法」の全条文である。

大学の運営に関する臨時措置法（法律第七十号）

（目的）

第一条 この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じている大学によるその自主的な収拾のための努力をたすけることを主眼としてその運営に関し緊急に講ずべき措置を定め、もって大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「大学紛争」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の管理に属する施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生（これに準ずる研究生等を含む。以下同じ。）による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいう。

（学長等の責務）

第三条 大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその妥当な収拾を図るよう努めなければならない。

2 大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の収拾にあつては、指導性を発揮して全学的に職員の意思の統合を図り、その収拾に関する方針及び措置を決

定し、これを推進するように努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

3 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学紛争に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつてきくよう努め、これらの希望、意見等で当該大学紛争の妥当な収拾及び当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講ずべき措置にこれを反映させるように配慮しなければならない。

（大学紛争の報告）

第四条 国立大学の学長は、当該大学において大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣その旨及び当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

2 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講じた措置及び講じようとする措置について、必要に応じ、報告を求めることができる。

（文部大臣の勧告）

第五条 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学（以下「紛争大学」という。）の学長に対し、当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、当該大学による自主的な大学紛争の収拾及び当

該大学の運営の改善のための努力をたすけるようなものでなければならぬ。

3 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長及び当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、勧告に係る措置の実施に努めなければならない。

〔運営機関等の特例〕

第六条 紛争大学において、その大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し及び執行するため必要があると認められるときは、学長は、評議会（これを置かない大学にあつては、教授会。次項において同じ。）にはかり、次の措置をとることができる。

一 次に掲げる機関を設けること。

イ 副学長その他これに準ずる学長を補佐する機関

ロ 大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に関する事項を管理し及び執行する機関

二 学校教育法及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に規定する機関で当該大学に置かれているものの職務及び権限の一部を、学長がみずから行なうものとし、若しくはこれらの機関の議を経ることなく行なうことができるものとし、又はこれらの法律に規定する機関のうち他の機関若しくは前号の機関に行なわせるものとする。

2 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の収拾及び運営の改善に関する諸問題について意見を聴取

し又は協議するための会議を設けることができる。

3 第一項第一号イ又はハに掲げる機関の設置及びその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関（同号ロに掲げる機関にあつては、同項第二号の措置がとられるものに限り。）又はその構成員の任命は、学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

4 第一項第一号ロに掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外の者で学識経験を有するものを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者又はふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。

（教育等の休止及び停止）

第七条 紛争大学の学長は、大学紛争を収拾するため必要があると認めるときは、大学紛争が生じている学部、教養部、大学院研究科その他の部局または組織（以下「学部等」という。）における教育及び研究に関する機能の全部または一部を、六月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期間を三月以内において延長することができる。

2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合または学部等の大学紛争が収拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の収拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたう

え、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

3 前項の停止の措置がとられている紛争大学の学部等における大学紛争が収拾されたと認められたときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

(教育等の停止に伴う効果)

第八条 紛争大学の学部等について前条第二項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

一 当該学部等の職員(次に掲げるものを除く。)については、任命権者は、国家公務員法(昭和二十二年法律第一二〇号)第七十九条及び第八十一条の規定にかかわらず、これを休職にするものとする。この場合において、教育公務員特例法第十条の規定は、適用しない。

イ 当該大学の大学紛争の処理に関し特に必要な業務、日常管理業務または特別の事情により直ちに停止することが困難な業務であつて、文部省令で定めるものに従事する者

ロ 非常勤職員

ハ 他の法律の規定による休職者及び停職者

二 前号の規定による休職者には、俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当及び期末手当のそれぞれの一〇〇分の七〇以内を支給

する。

三 第一号の規定による休職者には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二〇〇号)の規定に基づく寒冷地手当を支給する。この場合において、同法第二条の第二項中「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)第八条第二号」とする。

四 第一号の規定による休職者は、その併任官職に係る職務に従事することができる。この場合において、その者には、当該官職に係る勤務について、その実態に応じ、人事院規則で定める給与を支給することができる。

五 第一号の規定による休職は、この条に別段の定めがある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第七十九条の規定による休職とみなす。

六 前各号に規定するもののほか、第一号の休職に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

七 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわない。

八 当該学部等の学生については、前条第二項の停止の措置がとられている期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

九 当該学部等の学生の前号の期間に係る授業料は、免除する。

十 日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の学資の貸与を行なわないものとする。

(国立学校設置法の改正等の措置)

第九条 第七条第二項の措置がとられた後三月以上の期間を経過してもなお大学紛争の収拾が著しく困難であり、当該大学又はその学部等の設置の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、その事態に応じ、国立学校設置法（昭和二十四年法律第一五〇号）を改正するための措置その他必要な措置が講ぜられなければならない。

2 文部大臣は、前項の措置を講じようとするときは、当該大学の学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経なければならぬ。

（学部等の間の紛争に係るあつせん）

第十条 紛争大学の学部等の間で当該大学の運営についての紛争があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の収拾にとって重大な支障となつていると認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決をはかるためのあつせんを申請することができる。

2 文部大臣は、前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会によるあつせんに付するものとする。

3 前項のあつせんは、臨時大学問題審議会の会長がその委員又は特別委員のうちから指名するあつせん員によつて行なう。

（紛争大学の入学者の選抜等の協議）

第十一条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行なわれるという見とおしをすることが困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に関し、文部大臣に協議しなければならない。

（公立又は私立の大学についての準用）

第十二条 第四条から前条まで（公立大学にあつては第八条第三号を、私立大学にあつては第五条、第六条第三項、第八条第一号から第七号まで及び第九号、第九条並びに前条を除く。）の規定は、公立又は私立の大学について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条 第一項	国立大学の学長	公立若しくは私立の大学の設置者又は公立大学の学長
文部大臣	それぞれ文部大臣又は当該公立大学の設置者	
第二項 第四条	文部大臣	文部大臣又は公立大学の設置者
前項の国立大学の学長	それぞれ前項の公立若しくは私立の大学の設置者又は当該公立大学の学長	
第五条 第一項	文部大臣	公立大学の設置者
臨時大学問題審議会にはかり	あらかじめ文部大臣と協議して	
第六条 第三項	文部大臣	公立大学の設置者
第七条 第二項 及び第三項	文部大臣	公立又は私立の大学の設置者

第七 第二 項	臨時大学問題審議 会の議に基づき	あらかじめ文部大臣と協議して
第八 第一 号	国家公務員法（昭 和二十二年法律第 一二〇号）第七十 九条及び第八十一 条	地方公務員法（昭和二十五年法律第二 六一号）第二十七条第二項、第二十八 条第二項及び第二十九条の二
第八 第二 号	文部省令 及び期末手当	地方公共団体の規則 期末手当及び寒冷地手当又はこれらに 相当する給与
第八 第四 号 及び 第六 号	人事院規則	人事委員会規則、地方公共団体の規則 その他地方公共団体の機関の定める規 程
第八 第五 号	国家公務員法第七 十九条	地方公務員法第二十八条第二項
第九 第一 項	国立学校設置法 （昭和二十四年法 律第一五〇号）	公立大学の設置に関する条例
第九 第二 項	文部大臣 臨時大学問題審議 会の議を経	公立大学の設置者 文部大臣と協議し
第十 第一 項	学部等の間 学長	学部等の間又は私立大学を設置してい る学校法人の役員の間 学長（私立大学にあつては、その設置 者）

	関係学部等の長	公立大学にあつてはその設置者及び関 係学部等の長の同意、私立大学にあつ ては、学校法人の役員の間、の紛争に係 る場合を除き、学長及び関係学部等の 長
前条	文部大臣	公立大学の設置者

2 文部大臣は、前項の規定により読み替えられた第五条第一項、
第七條第二項又は第九條第二項の協議に応じてその意思を表示す
るにあつては、あらかじめ臨時大学問題審議会の議を経るもの
とする。

（臨時大学問題審議会）

第十三条 文部省に、臨時大学問題審議会を置く。

2 臨時大学問題審議会（以下この条において「審議会」という。）
は、この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議し、
及び第十条（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定す
るあつせんを行なう。

3 審議会は、大学紛争の収拾及び大学の運営改善に関する重要事
項について、文部大臣に建議することができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が内閣の承認を
経て任命する十五人以内の委員で組織する。

一 大学の学長又は教員及び私立大学を設置する学校法人の役員
二 その他大学問題に関し広い識見を有する者

5 審議会に、会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。
6 会長は、審議会の会務を総理する。

7 特別の事情を調査審議するため、及び第二項に規定するあつせんを行なうため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(省令への委任)

第十四条 第七条第一項に規定する部局又は組織の区分、第八条第九号の授業料の免除に関する細目、第十条第二項のあつせんに関する手続その他この法律の執行に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に生じた大学紛争で、この法律の施行後引き続き継続しているものは、この法律の施行の日が生じたものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、当該大学紛争で同日においてすでに六月以上を経過しているものについては、当該学部等につき当該大学紛争が生じた後五月を経過したものとみなして、第七条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に第六条第一項第一号に掲げる機関で同条第三項の協議に係るものに相当する機関を設けている紛争大学

において、当該機関を引き続き設置しようとするときは、当該大学の学長は、この法律の施行の日から二十日以内に、当該機関の名称、組織及び所掌事項を文部大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告があつたときは、同項の措置がとられたものとみなす。

4 前項の規定は、公立大学について準用する。この場合において、同項中「文部大臣」とあるのは、「公立大学の設置者」と読み替えるものとする。

(廃止)

5 この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(文部省設置法の一部改正)

6 文部省設置法（昭和二十四年法律第一四六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中大学設置審議会の項の次に次のように加える。

臨時大学問題審議会	文部大臣の諮問に応じ、大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）に規定する事項を調査審議し、大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する重要事項について文部大臣に建議し、並びに同法に規定するあつせんを行なうこと。
-----------	--

(政 令)

臨時大学問題審議会令

(政令第二一九号)

内閣は、大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）第十三条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 臨時大学問題審議会（以下「審議会」という。）は、文部大臣の諮問に応じ、大学の運営に関する臨時措置法（以下「法」という。）第五条第一項、第七条第二項及び第九条第一項（法第十二条第一項において準用する場合を含む。）の措置に関する事項を調査審議し、大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する重要事項について文部大臣に建議し、並びに法第十条（法第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定するあつせんを行なう。

（委員の任期等）

第二条 委員の任期は、二年としその欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

（特別委員の任命）

第三条 特別委員は、当該特別の事項又は大学の運営に関し学識経験のある者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項の調査審議又は当該あつせんが終わったときは、退任するものとする。

3 特別委員は、非常勤とする。

（会長の代理等）

第四条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長のあらかじめ指名する者が、その職務を代理し又はその職務を行なう。

（会議の招集）

第五条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（議事）

第六条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、文部省大学学術局において処理する。

（雑則）

第八条 この制令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は審議会が定める。

附 則

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月十七日）から施行する。

2 文部省組織令（昭和二十七年政令第三八七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七号中「大学設置審議会」の下に「及び臨時大学問題審議会」を加える。

（省 令）

大蔵省令第四十四号 固有財産法施行細則の一部を改正する省令（八月二十三日付官報）

文部省令第二十二号 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省

令（八月四日付官報）

大学の運営に関する臨時措置法施行規則

（文部省令第二十四号）

（報告事項）

第一条 大学の運営に関する臨時措置法（以下「法」という。）第四条第一項（法第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による大学紛争の状況の報告は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行なわなければならない。

- 一 当該大学紛争の発生の日時
 - 二 当該大学紛争に係る学生（これに準ずる研究生等を含む。以下同じ。）による正常でない行為の態様及び当該学生の主な主張
 - 三 当該大学における教育、研究その他の運営の阻害の状況
 - 四 その他学長（公立又は私立の大学の設置者が文部大臣に報告するときは、当該設置者）が必要と認める事項
- （教育等の休止及び停止に係る学部等の区分）

第二条 法第七条第一項（法第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する部局又は組織の区分は、次のとおりとする。

- 一 学部（当該学部を基礎として置かれる専攻科を含み、分校及び附属病院を除く。）
- 二 教養部
- 三 分校
- 四 大学院研究科

五 短期大学の学科（当該学科を基礎として置かれる専攻科を含む。）

六 別科

七 附置研究所（附属病院を除く。）

八 附属病院（分院を除く。）

九 附属病院の分院

十 大学の教員その他の者に教育又は研究のため共同利用させる施設

2 前項の区分により難い特別な事情があるときは、文部大臣（公立又は私立の大学にあつては、その設置者）は、同項の区分をさらに細分することができる。

（休職の除外）

第三条 法第八条第一号イの文部省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 次に掲げる者又は機関の職務に属する業務

イ 法第六条第一項第一号イ又はハに掲げる機関又はその構成員

ロ 国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）

第三条、第三条の二第一項、第四条第一項、第五条第二項及び第四条、第六条第二項、第八条第一項、第九条、第十二条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十七条の二第二項、第十八条第二項、第二十条第三項、第二十条の二第三項、第二十条の三第二項、第二十二條第一項、第二十五條の第一項並びに第

二十九条の二第二項に規定する職並びに第二十八条第四項に規定する職のうち厚生補導に関する部の部長及び課長の職を占める者

ハ 国立養護教諭養成所の所長

ニ 国立学校設置法施行規則第一条第一項に規定する事務職員、技術職員及び教務職員（教育職俸給表(1)の適用を受ける者を除く。）

ホ 船舶職員法（昭和二十六年法律第一四九号の規定に基づく船舶職員）

ヘ 原子炉主任技術者、放射線取扱主任者等法令の規定により特定の免許又は資格を有する者のうちから選任することとされている特別の物質又は施設の管理者又は取扱者

二 附属病院の選任の教員（教育職俸給表(1)の適用を受ける教務職員を含む。）が従事している診療業務で、直ちに停止することが困難なもの

三 出張を命ぜられ、海外において遂行中の業務

四 前三号に掲げるもののほか、法第八条第一号イに規定する業務で、学長の申出をまつて文部大臣が指定したもの

（免除される授業料の額等）

第四条 法第八条第九号の規定により免除される授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に停止の措置がとられた日の前日の属する月の翌月からその解除の措置がとられた日の属する月の前月（解除の措置がとられる前に学生が停止の措置がとられている学部等に属さなくなった場合には、その日の前日の属す

る月）までの月数を乗じて得た額とする。

2 法第八条第九号の規定により免除される授業料の全部又は一部をすでに徴収しているときは、当該全部又は一部の授業料に相当する額を返還するものとする。

3 年度の途中に停止の措置が解除された場合において徴収すべき授業料は、当該解除の措置がとられた日の属する月の翌月に徴収するものとする。

（あつせんの手続等）

第五条 法第十条第一項（法第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による文部大臣に対するあつせんの申請は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行なわなければならない。

一 申請人の氏名及び住所

二 紛争に係る学部等の名称（学校法人の役員の間紛争にあつては、紛争に係る役員の氏名）

三 あつせんを求める事項

四 紛争の経過の概要及び問題点

五 その他あつせんを行なうに際し参考となる事項

2 あつせん員の数は、事件ごとに三名以内とする。

3 あつせん員は、当該事件にかかる当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

4 あつせん員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

5 臨時大学問題審議会の会長は、あつせんが終わったときは、そ

の旨及び当該あつせんの内容を文部大臣に報告しなければならない。

- 6 臨時大学問題審議会の会長は第四項の規定によりあつせん員があつせんを打ち切ったときはその理由を当該あつせんの申請人に通知するとともに文部大臣に報告しなければならない。

附 則

- 1 この省令は、法の施行の日（昭和四十四年八月十七日）から施行する。

- 2 法附則第二項の規定に該当する大学紛争について報告を行なう場合には、第一条各号に掲げる事項のほか、当該大学紛争に係る事態の経緯を記載して行なうものとする。

（訓 令）

文部省訓令第二十号 文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令（九月四日付官報）

（東京芸術大学学報」第二七号 昭和四十四年九月三十日 二七頁）

昭和四十四年九月十八日、前年に学制審議会に提出された音楽・美術両学部部の「改革案」と一般教育分科会・外国語教育分科会・体育教育分科会から同様に提出された「芸術大学における教育の改革」とを受け、小塚学長による改革案、通称「小塚試案」が学制改革審議会に提出された。以下、音楽学部に関する部分を掲載する（全文は本百年史『大学篇』第二章 沿革 第二節 略沿革 2 学制改革と小塚試案」参照）。

東京芸術大学改革試案（要項）

基本方針

1. 学園自治の重要な一環として、財政上の自主性確立のための方策をたてる（例えば、特殊法人の設立等）
 2. 芸術教育に適応した組織・制度を設ける
 3. 大学の名称等についても検討する（例えば、芸術大学、国立芸術学校、国立芸術学院等）
- （備考）
- （1）この試案は、昨年度に両学部で作成された改革案を基礎に、改革問題を審議するための参考案として取りまとめたものであります
 - （2）大学の名称、各部（基礎教育、専門教育等）の名称、或はコンクール等に関する表現（例えば、卒業コンクール、入賞、褒賞、奨励賞等）はすべて仮りものであります
 - （3）基礎教育部、専門教育部、芸術研究部等は、基礎課程、専門課程、研究課程と呼んだ方が適当かも分りません
 - （4）芸術研究所は「教員の組織」として、基礎教育部、専門教育部、芸術研究部は「教育上の組織」として、両組織を分離して考えてあります
 - （5）また芸術研究所を「研究上の組織」と考えれば、芸術研究部は「教育上の組織」と「研究上の組織」との中間に位置するものとも考えられましょう。この点から「研究部学生の地位」を明かにすること

も可能ではないかと思われます。

(備考) は「試案」全体に関わる内容となっているが、別紙に印刷され、この位置に貼付されている。

具体方針

1. 本学(本校)に、基礎教育部(高校に相当するもの)、専門教育部(短大に相当するもの)、及び芸術研究部を置く。

(別図参照)

基礎教育部と専門教育部に代えて「高等専門学校」を置くことも検討する

2. 本学に、芸術研究所を置く。

芸術研究所に所属する教官は、兼ねて、基礎教育部、専門教育部の授業を担当し、又、芸術研究部学生の研究指導に当るものとする

I 基礎教育部(高等学校)

(2) 音楽科

(イ) 専攻の別(ピアノ専攻、三味線音楽専攻)を設ける必要があると思われるが、具体案の作成については、音楽分科会に一任する

(ロ) カリキュラム、教育方法等については、分科会に原案の作成を一任する
(ハ) 高校入学の段階においては、年齢的に不適当と考えられる専攻分野(例えば、声楽、作曲等)については、高校課程の中途から、或は高校卒業後に

入学させるものとする。

その具体案については分科会の検討にまづ

(3) 入学試験

(イ) 才能試験(実技中心)とする

(ロ) 受験は義務教育修了の年度に限り許可する(一回限りとする)

但し、補欠のある場合に限り、高等学校課程在学者の編入学を認める。この場合、入学試験は編入される学年に適応する高度のものとなる

(ハ) 声楽、作曲等の特定の分野については、別に定める。

(ニ) 試験科目、試験方法等については、各分科会に原案の作成を一任する

なお、美術・音楽の基礎教育部在校生に対しては、それぞれの専門科目のほかに、高等学校教育課程改善案に示されている「共通必修科目」(約四十単位)を課するものとする

II 専門教育部(短期大学)

(2) 音楽科

(イ) 専攻の別

ほぼ現行通りとするが、基礎教育部(高校)の専攻別との関連をも考慮して分科会に原案の作成を一任する

(ロ) カリキュラム、教育方法等についても分科会に原案の作成を一任する

(3) 入学試験

高校部(基礎教育部)

の受験は一回限りとするが、編入試験、或は専門教育部受験等の方法により、数回の機会を与えることを考慮する

(イ) 才能(資格) 試験は「実技」を中心とする

(ロ) 学科については、高等学校の「内申書」を参考にする。実技成績の特に優秀な者に対しては、特別な措置がとれるよう配慮する

(ハ) 面接。必要に応じて実施する。

(イ)ー(ハ)を斟酌して判定する

(二) 受験は、高等学校卒業の年度と、翌年度の二回に限って許可するものとする

試験科目、試験方法等については、各分科会に原案の作成を一任する

(ホ) 修業年限は二カ年とするが、教職課程等の履修者は三カ年まで在籍することができるとする

(4) 教職課程

美術科・音楽科の学生にして、教員免許状(中学校二級)の取得を希望するものは法律に定める科目を履修し、その単位を取得しなければならない。そのために必要な全ての授業科目(一般教育科目を含む)を開設するものとする

III 芸術研究部(大学院研究科に相当するもの)

(1) 入学資格

(イ) 専門教育部(短大)在学生のうち、「コンクール」に入賞したものは、研究部に進学することができる。」「コ

受験回数を制限する代わりに、芸術研究部に「開放講座」を開設し、或は聴講生制度を設け、本学教官または、臨時に客員教授を招聘して、他の大学在学者等のために研究の便宜を供与する。但し、受講希望者は、予め試験(作品試験等による)を受け、その合格者のみ参加が認められるものとする。

ンクール」については別に定める

(ロ) 基礎教育部(高校)在校生のうち、特に優秀な才能をもち、教官会議等の機関によつて適当と認められたものに対しては、「コンクール」に参加させることについて考慮する

(ハ) 建築、芸術学、音楽学等の専攻を希望するものについては、別に定める。なお、現行の芸術学科、楽理科については、別途検討するものとする

(2) 卒業(又は、修了)

(イ) 芸術研究部に二カ年以上在学したものは、「卒業コンクール」に参加することができる

(ロ) 「コンクール」に入賞したものは、褒賞または成績証明書を授与する

(ハ) 最優秀の成績をおさめた者には、「奨励賞」を授与する

奨励賞には、副賞として一カ年間の海外留学費を授与する制度を考える

(3) 学士課程・修士課程(特に、芸術学・音楽学専攻者のために)

(イ) 専門教育部、芸術研究部を通じて、四カ年以上在学し、所定の単位を修得し、試験に合格した者には、学士の称号授与し、また、専門教育部、芸術研究部を通じて六カ年以上在学し、所定の単位を修得して、論文試験に合格したのものには、修士の学位を授与する

(ロ) 専攻によつては、専門科目の単位

建築等については、別に、適当な試験を行なうことも考える

卒業・学士号、修士の学位等については、他大学の改革案を参考として、その廃止についても考慮する

の認定、および卒業（修了）試験は、「卒業コンクール」入賞をもつて代えることができるものとする

(4) 教職課程

芸術研究部学生にして、教員免許状（中学校、高等学校）の取得を希望するものは、法律に定める科目を履修し、その単位を取得しなければならない。そのために必要な全ての授業科目（一般教育を含む）を開設するものとする

(5) コンクール

(イ) 芸術研究部の入学資格検定のためのコンクールは、毎学期一回（年二回）、学期末に実施する

(ロ) 専門教育部在学中の者は、四回まで参加することができる

(ハ) コンクールは「公開」を原則とする。美術部門については、入賞作品を一定の期間、公開展示する。音楽部門にあつては、公開演奏により、また、作品については、これを公表する

(ニ) 審査は「審査機関」を設けて行なう。

「審査機関」は、常勤教官、および客員教授のうちより選任せられた代表者をもつて構成する。

「審査機関」を構成する教官のうちから、コンクールの都度、適当数（十名程度）の委員を選び、審査に当らせる

(6) 卒業コンクール

(イ) 卒業コンクールは、毎年一回、学年末に実施する

(ロ) コンクールは公開を原則とする

(5)の(ハ)に準ずる

(ハ) 審査については、(5)の(ニ)の規定に準ずる

(ニ) 入賞は、現行の修士課程修了試験の程度以上の成績を必要とする

(7) カリキュラム等

(イ) 芸術研究部においては、特にカリキュラム等を設けず、学習・研究計画は、学生と指導教官とが協議して個々に定めるものとする

(ロ) 学士課程、修士課程、教職課程履修者に対しては、必要に応じて、ガイダンスを行なう

(ハ) 専門科目については、単位制は採用しない

(8) 教員

(イ) 芸術家である教官は、原則として「客員教授」とする。

常勤教官（必要がある場合は客員教授にも適用する）は、芸術研究所に所属し、兼ねて、授業および研究指導に当るものとする

(ロ) 特殊の技術、技能の教育を必要とする場合には、特定の技術者を講師、または教務嘱託として任用する

(ハ) 一定数の学生（例えば、美術部門においては二十名以上、音楽部門にあ

つては十名以上」の要望がある場合には、可能なる限り、学生の希望する芸術家を、客員教授として招聘することを考慮する

(9) 専攻登録制

(イ) 芸術研究部の学生は、入学に際して、自己の選ぶ「主専攻」を登録する「副専攻」(複数であつても可)については、学年毎に、または学期毎に、所定の手続をとるものとする

(ロ) 専攻の種類、数等については、各分科会に原案の作成を一任する

(ハ) 学生は、原則として、自らの選ぶ指導教官の研究室に籍を置き、学習・研究に従事するものとする。

学生は、所定の手続に従つて、指導教官と研究室を変更することができ。但し、学年、若しくは学期の途中において変更することはできない。(現行の大学院研究室内規に準ずる規定を設ける)

(ニ) 研究室に所属しない学生は、所定の手続に従つて、共通教室、共通練習室等において自主的に学習・研究する。

これらの諸「手続き」については、各分科会に検討を依頼する

IV

芸術研究所

芸術研究所に美術部と音楽部を置く。

各部に、数個(十数個)の部門を置く。各部門に数個の講座(研究室)を置く

(2) 音楽部

音楽部に次の部門を、また各部門に次の講座(研究室)を置く

部 門	講座(種別・数)

備考

(1) 美術部、音楽部に置かれる各部門については、今後、各分科会の検討をまつて具体案を作成する。

各部門に置かれる講座の種別と数についても、各分科会の検討をまつて、具体案を作成する

(2) 講座については、現行の講座制(教授一、助教授一、助手一〜三より成る教員の組織)を廃止し、新講座制を採用する。

新講座制は、教授一名をもつて成立するものとし、講座担当の教授は、そ

講座は、一専門分野に一講座と限定せず、必要に応じて、一分野に数個の新講座を置くことができるものとする。助教授の制度は、原則として廃止する。

助手（任期制とする）は講座に置かず研究室に配置するものとする

(3) 必要に応じて、客員教授(任期制)も講座を担当することができるとする

(4) 芸術学、音楽学の部門については、今後、更に検討することとする。

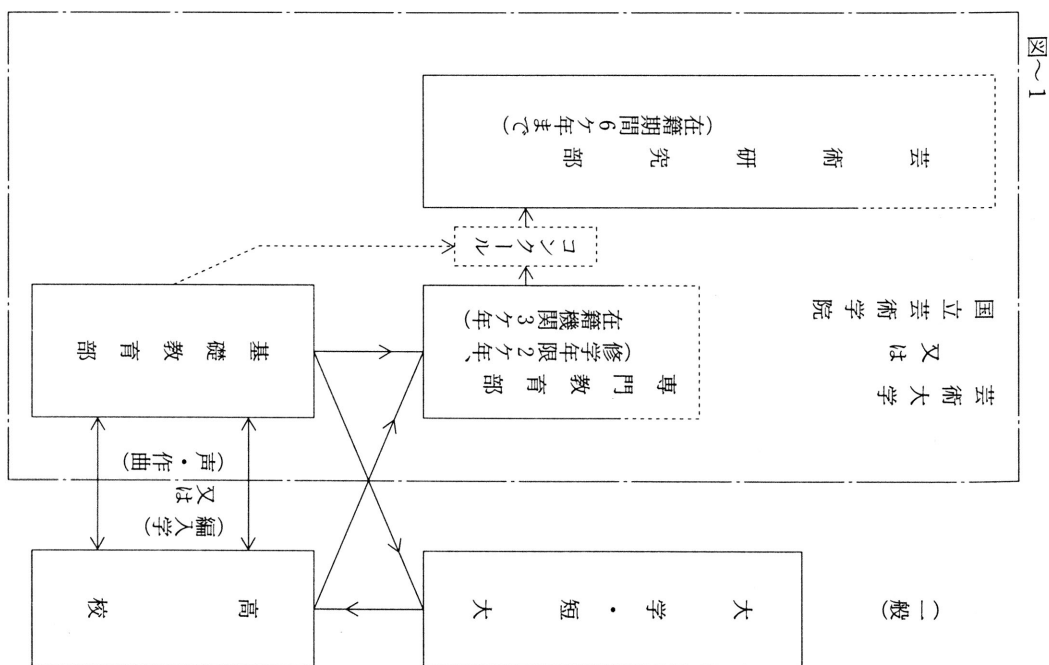
また、これらの部門については、東京大学、或いは東京大学文学部等との間に、「ユニオン」を結ぶことについても検討する

V
そ
の
他

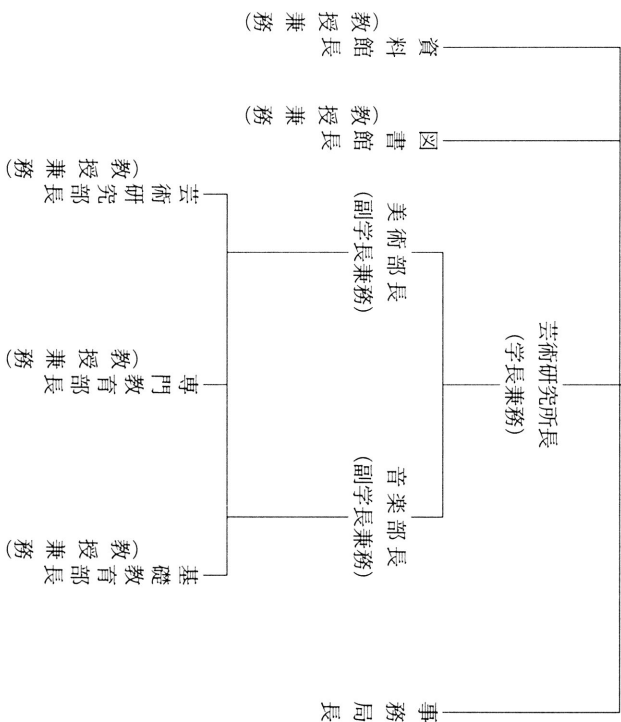
(1) 管理・運営について

別図2-4参照

常勤教官も任期制とするか、或は定年を五十〜五十五歳として、それ以後は客員教授となることを検討する



図～4 学長および副学長(2)



(備考)

事務局は、美術部・音楽部の事務局に重点を置く。

(全体横組) (『東京芸術大学改革試案』)

同日(九月十八日)、本学学長選挙規則の一部が改正された。本百年史『大学篇』第二章 沿革 第二節 略沿革 5 教官人事関係 (4) 役職選挙に関して①参照。

学制改革については、昭和四十六年一月に学制改革委員会規則が制定され、1. 学長選考方式に関する事項、2. 学則およびその他の規則の制定改廃に関する事項、3. 大学の管理運営および教育研究制度の改善に関する事項、4. 教官、学生、職員の意味の疎通および広報に関する事項、5. その他学長の諮問に関する事項について調査審議することが決められた。その後昭和四十九年七月に学制改革委員会規則は廃止され、それに替わって学制審議会規則が制定された。

二 学長選挙

昭和四十四年八月十七日から「大学の運営に関する臨時措置法」が施行されたことにより、政府の大学介入が非難され、「大学の自治」問題が表面化した。学生側にも、大学の問題を教授会と対等の立場で考えていくという姿勢が目立つようになり、十月十六日には学生四者(音楽学部学友会・美術学部自治会執行委員会・芸大石神井寮委員会・東台寮委員会)より教授会に対して次のような団交の「申入書」が提出された。また、教授会は学生に対して学制改革に関する中間説明会を開催している(『教授会議事録』昭和四十四年十一月六日)。

「音楽学部教授会への申入書」

美術学部学生自治会執行委員会、音楽(学)部学友会
芸大石神井寮、寮委員会、東台寮委員会

両教授会に対して十月二十日に大衆団交を開くよう申し入れます。

大学法の「成立」後全日の大学をめぐる情勢は緊迫し機動隊の学内常駐化など政府の大学自治破壊の動きが強まっています。学問の自由を守り発展させることは憲法を守っていく私達大学人の当然の任務であると考えます。今、全大学人で政府の大学介入に反対して闘い、新たな大学を追求していくことが私達の緊急な課題になっていると思います。私達の芸大でも、全芸大ぐるみで政府の大学自治介入と反動的再編に対し闘う体制を早急にかためる必要があると考えます。しかし現在、旧体然たる学則等は学生の表現の自由や自主的活動を妨げるものであり、私達の自治活動の民主的発展をおさえつけひいては政府の学問研究・自治活動の自由を圧殺しようとする攻撃に対し有効に闘えない状況を作り出すものと考えます。また芸大男女寮では、その生活条件の悪化のため、光熱費の学校負担や炊婦の公務員化などを要求する声が大きくなってきました。さらにクラブ・サークル等でも切実な要求があり、私達の芸大でもこのように問題が山積みしています。私達大学人はそれらの問題の解決をめざし、政府の反動的教育政策と闘っていくなくてはなりません。そのために十月二十日、三時三十分から貴両教授会と大衆団交を第7講義室で開きたいと考えています。

両教授会は万難をはいしても大衆団交の申し入れに応ずるよう要請するものです。

昭和四十四年十月十六日

〔評議会・協議会議事録〕昭和四十四年度

〔タイプ〕

学長選挙に対しても学生は直接参加を要求した。小塚学長が昭和四十

四年十二月二十日で任期満了を迎えるため、学長選挙は十一月十日に予定されていた。しかし十一月八日に学友会・自治会の両者より学生部および両教授会、学長選挙管理委員会に対して次のような申し入れ書が提出された。

〔前略〕しかしながら、学生の中に学長選挙、芸大変革の問題点が明確になっておらず、また学生の中にも学長選挙の延期を望む声が強くあります。学長選挙は今後四年間の芸大に影響する大きな問題であり、たとえこのような回答がよせられたにせよ、学長選挙は十日に行われるべきではないと考えます。

このような状況、見解から、両学部自治会執行委員会は学長選挙の当面十一月いっぱいでの延期を断固要求するものです。この要求をこの文書をもって正式に申し入れます。

昭和四十四年十一月八日

音楽学部学友会執行委員会

美術学部学生自治会執行委員会

〔タイプ〕〔学長選挙関係〕

学長選挙延期の要求をうけ、学長選挙管理委員会・両学部長・学生部長は十一月九日に次の告示を出し、選挙延期を決定した。

告示

- 一、十一月十日（月）の学長選挙は延期する。
- 二、同日臨時教授会を開いて、今後の問題を審議する。
- 三、十一月十一日（火）、十二日（水）に各科又は各教室において、

教官学生懇談会を開く。

昭和四十四年十一月九日

学長選挙管理委員会

美術学部部長

音楽学部部長

学生部長

補足説明

一、学長選挙は、教育公務員特例法および本学の学長選考規則に基づいて行われるものであるが、今回は十二月二十日に現学長の任期が満了するため、これに先立って必要な事務上の手続きを完了しなければならぬ。学長候補者には本学学長および教授会構成員のうちから三名が所定の手続きを経て推挙され、教授会構成員全員が無記名投票を行い、協議会が確定候補者を決定する（昭和四十四年九月十八日改正規則による）。なお、以上の学長候補選考の規則と手続については、今後大学構成員の知見をひろく吸収して改正をはかる必要は認められるが、今回は期日の関係上極めて困難であり、また前記のように、必要な事務上の手続きを所定の期日までに完了することが、本学の行政機能を保持するために緊急な課題である。ただし、学生の間に、これらの事情が徹底していないために、不安を招いた事実にかんがみて、十一日、十二日の教官学生懇談会においてこの間の事情を説明するとともに、学長選挙の期日を事務上支障をきたさない範囲において数日延期する。

二、本学の学制改革については、両学部各科における意見をまとめて、両学部の委員会において、それぞれ検討がすすめられている。

それに加えて学長からの改革試案も両学部提出され、それは両学部の学制改革審議会において検討中である。これらの経緯及び内容についてはとりあえず十一月十八日（音楽学部）、十九日（美術学部）に説明会を開くが、現在提示されている諸案はいずれも試案の域を出ないものである。本学の学制改革については今後全学生の意見を吸収しながら具体化の方向をすすめてゆくことを確約する。

以上

（タイプ）（学長選挙関係）

選挙予定日での十日には学生集会および両学部臨時教授会が開かれ、翌十一日、音楽学部では教授会から学生に対して経過説明が行われた。十二日にも学生集会および両学部合同教授会が開かれた。討議の中心は学長選挙への学生参加についてであり、具体策として、1. 教官・学生が話し合つて学生の意見を選挙に反映させる、2. たとえば学長候補者選定委員を学生にも選挙させるといった間接選挙を行う、3. リコールを認める、4. 不信任投票を認める、5. 候補者が学生の前で所信表明を行うか書面で確認書を渡す、などの案が出された（『音楽学部教授会議事録』昭和四十四年十一月十二日）。十三日には両学部長より「今回の学長選挙と今後の学生参加についての教授会の考え方」が発表された。

今回の学長選挙と今後の学生参加についての

教授会の考え方

両学部教授会は構成員の拡大や運営の方法などその民主化に努力してきたが今後も諸制度の改革を通じて教員・学生・職員を構成員とする大学の新しいあり方を求めてゆきたいと考えている。

このたび学長の任期満了にともなうて学長選挙が必要となったが、十一月十日以来の各種の集会を通じて、学生一般の間に学長選挙その他の問題について、これになんらかの形で参加したいという意識が強いことを確認した。

このような現状において、教授会は教員・学生・職員の協議の場を拡大強化し、またそれによって三者の総意にもとづく形で学長選挙をふくめ、大学の制度運営に対する学生参加の道を拓くことに努力する。同時に学長選挙が遅延して学長不在の状態がもたらされることは極力さけたい。

以上のふたつの立場に立つて教授会は学長選挙を次のように進めて行く考えである。

一、今回えらばれる学長は暫定的な学長とし、現行規則によつて、十二月五日までに選挙を行う。但しその後三者の協議によつて考え出された選挙方式にもとづきそれがつくられた時点において、学長は辞任し、改めて選挙を行うことを約束する。

二、教授会は、大学構成員のすべての分野でよりよい選挙方式の対話が深まることを望んでおり、そこから学長選挙方式の改正に関する具体案が提出されることを期待する。われわれはそれを新しい学長選挙方式と考えるための基盤としたい。またそのなかで今回の選挙でとり入れることが可能な案は採用する。

昭和四十四年十一月十三日

美術学部教授会

音楽学部教授会

(タイプ) (教授会議事録) 昭和四十四年度

二十四日に全学討論集会が開かれ、三者(教官・学生・事務職員) 協議会の性格、目的、構成について話し合われた。十二月二日には教授会より「音楽学部の学生諸君へ」が告示された。以下に全文を転載する。

音楽学部の学生諸君へ

議長団からの要請その他を考慮して、十二月三日、二時十五分より、演奏堂において学部集会を行う。その際に、学長選挙問題、三者協議の場の拡大強化の問題、および今後の学制改革の進め方について、教授会側の考えを説明する。

これらの点について、学生集会や各科または各教室における懇談会を通じ、多くの意見や問題提起がなされてきた。教授会は、そこに表れた学生の意のあるところや学生相互間、学生と教員および職員の交流を高く評価するものである。

教授会は全学協議の場をもうけ、全学構成員の意志を改革に反映させること。そのための準備会のあり方について全学的な合意が早急に得られることを希望している。

しかし、学長選挙の期限は迫っており、学長不在によつて起こるであろう改革の遅滞を避けるため、以下の見解に立つて、この際学長選挙を十二月五日に行うこととしたので、学生および全学構成員の諒承を得たい。

一、教授会構成員は、これまでに行われた集会、討論会、あるいは各科各教室における懇親会などを通じて示された学生の意見を、投票者個人の見識において選挙に反映させるであらう。

二、教授会は、学長選挙後も引き続き、全構成員の意志にもとづいて、改革を推し進める決意である。

三、次期学長は、引き続き大学構成員の知見を広く吸収しながら、芸大改革に取り組む姿勢であることは、三候補の確約によって明らかであり教授会はこれを強く信頼する。

四、新しい学長選挙の方式がつけられた時点において、学長は辞任し、改めて選挙を行う。

なお、学部集会の行われる十二月三日の四時限以後は休講とせず、授業のふりかえであるゆえ、全学生が参集されたい。

十二月二日

音楽学部教授会

(タイプ) (『学長選挙関係』)

翌十二月三日に両学部別に教授会による説明会が行われ、五日に学長選挙の実施が決定された。そして五日に無事選挙は実施され、八日に福井直俊音楽学部長の当選が公示された。しかし十日午後九時半頃、学長選挙と学制改革に不満をもつ学生約四、五十名によって本部が封鎖された。封鎖は十二日午後七時頃一部解除され、十三日午前一時頃に完全解除された。以下は当時の状況についての報告である。

訓令第五条三項による報告書

1. 本部建物の不法占拠の状況

十二月十日午後九時二十分、美術学部講義室において学長選挙白紙撤回を叫び続けながら集会を開いていた。一部約五十名の学生が、突如、本部玄関より乱入し、宿直員を退出させ、各

出入口をバリケード封鎖した。

以後十三日午前一時封鎖解除に至るまでの五十二時間にわたる時間のなかでも通常他大学の封鎖状況とは全く異なり、学生が交互に食事等に出入し、武装はもとより、平常授業を受ける時と何等変らない服装で一般学生との見分けることさえできないものであった。われわれが想像していたものとは、およそ違う、封鎖と云えば封鎖であり、むしろ籠城といった方が適切かと思われた。

2. 施設等国有財産の用途目的が阻害されたことに伴って、教育、研究等大学管理運営に対する影響

学長選挙白紙撤回を最大目的として、ここ数ヶ月行動していた一部学生については、或る程度の情報等により予測されており、本部関係の一部は既に附属図書館で事務を行っており、その他各課共翌十一日午前中に書類いっさいを運び出し、附属図書館で平常業務を行い、一方両学部共一般授業には何等被害もなく平常どおり行われた。

3. 本部建物の不法占拠に対し、大学のとつた措置

(1) 十二月十日午後九時二十分封鎖と同時に学内居住者は教官および管理職員に連絡し、出勤した職員中約十名は、午後十時三十分封鎖中の本部建物内に入り、封鎖した学生、立会いのもとに各課室内を点検し、各課出入りの禁止、防火上の注意を要請した。

(2) 同十一日教授会等はそれぞれ学生説得に務めたが、結果は依然として膠着状態を保ち、結論を出すまでに至らなかった。

(3) 同十二日午后、働く場所を取り掲げられた本部職員^{ミヤ}の怒りは極に達し、両学部事務職員と一致団結し、美術学部講義室で集会を開き、即時封鎖解除を学生に要求すると共に、両学部教授会にも要求した。

その後、教授団に職員も数名加わり、全館明渡すことに必死の努力を重ね、十三日午前一時学生自らの手で封鎖解除させることに成功した。

4. 被害状況

封鎖と同時に職員団の要請した、各課室出入禁止等が守られ、封鎖解除になるまでバリケードに使用された物品等についても、元の位置に平常と何等変りないまでに整頓され、被害は皆無であつた。

(横組)

(学内紛争関係に関する綴)

二十二日に出された福井新学長の声明文。

学長就任に当つて

今般学長に就任するに当り私は全学の構成員の意志を重んじて本学の秩序を維持しつつ大学改革の実を挙げるために努力すること、および大学改革の一環として新しい学長選挙方式が確立された時点で辞任することを声明します。

昭和四十四年十二月二十二日

福井直俊

(横組) (『評議会議事録』昭和四十四年度)

昭和四十五年十一月十九日、学長選挙選考方式検討委員会答申が出された。最大の争点であつた選挙権拡大の問題については、結局変更が加えられず、選挙権は、従来どおり両学部常勤教官のみに帰属するものとされた。この後昭和四十八年九月二十六日に改正された学長選考規則においても変更はみられない(本百年史『大学篇』第二章 沿革 第二節 略沿革¹ 参照)。

三 七〇年安保闘争とそれ以降

昭和四十五年、日米安全保障条約締結にさいして、本学でも学生運動がさらに活発化した。六月十八日の評議会記録には次のように報告されている。

昭和四十五年六月十八日 学生運動の現状について

中尾 先ず現状について三つに分けてご説明する。1. 美術学部関係だが、一昨日あたりから自治会、三派系が各々午後十時頃まで集会をもっている。昨年度の者が多い。女子学生が多い。届け出をしているし、反抗的ではない。今日自治会系は学生大会を開きたいといっていたが、今三派系は音楽の十六番教室を借りたいといってきた。三派系は朝日新聞の関係で、これは朝日に誤報があつたとして抗議に行ったところ逮捕された。これに文句をつける。現在大浦食堂前に対策本部をおき動いている。2. 次に音楽関係だが、昨日二百八十一名が集まって学友会の総会が成立したようで、カリキュラム、これは教官の自由選択を含む、と厚生施設等の議題であつた

ようだ。3. 美術・音楽共通のものとしては、全都芸術系学生の集會を本学で十九日（金）午後四時から八時三十分まで奏楽堂と第二ホールを使って約三百名を集めて行いたいということで、交流を図りたいということらしい。八時三十分から十時まで提灯デモをやる（。）百個程今作っているという。小さなもので、四列か六列に並んで外側の者が提灯を持つ。流れ解散で、上野駅付近で解散する。警察も許可している。ゲバ行為はしないといっている。十五日に文部省が部課長を集めていろいろな話があった。最近ではゲバ行為はやらない。申告者より参加者が多いようにするという方法をとっている。内ゲバの方が多く起こっている。負傷者も出ている。戸締りはしっかりとやって欲しい。拠点は学寮、離れた教室等がねらわれる。教官はよく態勢を整えること等であった。学生は安保、カリキュラム、教室不当使用、学生処分をもって、ポスト安保の核に持つて行きたいということらしい。民青の見通しは十九日を成功させ、授業放棄を呼び掛ける。全共闘の方はよく分からない。全学的にもよく分からない。以上のようなところである。（中略）十九日の件だが、可能な限り許可したいが、これは計画書を出させよく検討してからしたい。逸脱は許さない考えである。この点自治会の方にもよくいつてある。学生には厳しく指導するが、市民としての考えは規制しない。そこで学部に要望したいのは、対処体制を整えること、事故等の場合の処置のポリシーをきめておくこと、それに十九日のデモの対策を立てておいて欲しい。十九日についてであるが、民青の学友会、自治会が共同で都内芸術系学生の集まりで、6・23の芸術的目的はといったようなことがあるようで、集会は談話会、演奏会、

講演会等があり、講演は長井潔という油画家がきてやる。許可するうえの問題点としては、計画を文書で出させる、内ゲバは起こしてならぬ、秩序を保つこと、安全、これは火災も含む、を充分に注意する。これ等についてはよく云つてあるので計画書がでたらばこれ等に照らして許可するつもりである。もう計画書を持つてくる時間である。南口君等によくプランニングして野放しにならぬようにいつてある。入校の際は学生にチェックさせる。この場合他大学の学生も加える。奏楽堂、第二ホール以外には入れない様にする。各係りを作つて責任者を出させ命令系統もはつきり出す等についても話し合いができています。

摩寿意 一般学生も参加するのか。

中尾 五十円の券を発売して入れる。

摩寿意 三派も五十円出せば入れる。

中尾 そうだが、三派は入れないといっている。芸大の三派はこれにどう対処するかは全く分からない。三派は三十一四十名と思う。内ゲバの危険は考えられる。

〔後略〕

〔横書き〕（評議会議事録、昭和四十五年度）

六月十九日には全都芸術系学生による集會が本学で行われた。以下はその際配布された集會よびかけのチラシである。

君の良心を 君の平和への願いを
君のヒューマニズムを結集せよ！！

君は見ただろうか？

黒い布切れで目隠しされ、巨人のようなアメリカ兵に連れ去られるベトナムの若者を。

緑のメコン河を、後手に縛られた腐った死体が魚を群らがらせながら流れてくるのを。

君は聞いただろうか？

次々と送られてくる「南」からの写真の中に、渦巻く恐怖と憎しみと絶望の悲鳴を。

君の胸には、あの重々しい地響きが、聞こえてくるだろうか？

現実の、歴^マ競^マの、激動する大地の地響が、ひびいてくるだろうか？それは、君の、生存の触角をゆすぶっているだろうか？

苦悩を捏造するのではなく、事実の苦しみそのものによって、君は苦しんでいるだろうか？



その日——一九七〇年六月二三日——隠された日——

その日が近づいてくる。

我々は、この日を、どんなに待ち望んでいただろうか。何かが起る日。何かが、そこに向かって結集される日。その日——一九七〇年六月二三日。だが、一体、何が、そこにむかつて結集されつつあるのか？

どよめく変革の声々と力の連帯なのだろうか？ それとも諦念と黙否通過と「わからない！」という慨嘆と、高慢と無知が混在した無定見なのだろうか？

その日——一九七〇年六月二三日。いうまでもなく、日米安全保障条約の十年間の固定期限が終了し、政府がコソコソとこのきたない条約を継続させていこうとする、その最初の日。——

言葉の本来の意味で一九七〇年代の幕開けの日である。

この日に、我々の最大の良心を結集しよう！ 若々しい闘いの情熱を結集しよう！ 我々の真摯な声々——「戦争はやめろ！」「我々の国土を、二度と再びファシストたちの黒い手でよこさせるな！」——それを結集しよう！

創造し、探究し、生活する我々芸術学生のあたりまえの願い、公正な要求——平和、独立、戦争の放棄、自由、デモクラシー、ゆたかな生活——これらに歯向う敵に、良心の声々を対置するのだ。



アメリカは、ひどいことをやっているじゃないか！ 毎日毎日なんて無惨な殺戮と野蠻をくりかえしているんだらう。

黄色い、小さなアジアの女や子供や若者や老人を、どうして、こんなにも痛め続けているんだらう。毎日毎日、あの「戦争」が終つてから、一日の休みもなく、過酷な侵略戦争を繰り返しているんだ。アメリカは、「あの日」から、一日として（一日も！）戦争をやめていない。朝鮮——ベルリン——イスラエル——ベトナム——そしてカンボジアで。

とくに、あの朝鮮とベトナムで、なんと多くの罪なき人々の血を流してきたことだらう。

吉田茂が結んできた、この悪徳の条約。戦争と侵略と治安の条約。

安保条約が、我々の国土を、この帝国主義Ⅱアメリカに結びつけている。寄生虫のような日本　その寄生虫も、いまや肥満した成虫（イエロー・ヤンキー）となつて、アジアの民衆の血を再び（再び！）吸おうとしている。



諸君、若い芸術家の卵たちよ！

君らの声は、まだ小さすぎるのではないか！　もっと大きな声を出そう！　良心に制限はない。この日——六月二三日に、我々の理性の裁断が迫られている。見過ごすのか？　世論の沈黙に、我々もまた黙りこむのか？　それとも？——そうだ！　我々の誠意を、悪しきものに対する直観を、純粹な抗議の声を結集しよう！　この日は、十年前のこの日　六月二三日とはちがう。怒りの怒号とともに「挫折」の記念日でもあった十年前ではなく、なにもものかへむけての出発日なのである。

諸君、若い画家、彫刻家、デザイナー、作曲家、歌手、演奏家の卵たちよ！

狭い独房に閉じこもるな！　二度と、藤田（嗣治）や高村（光太郎）や、戦没学生たちの「わだつみの声」の悲劇を、繰り返すな。我々の先駆者たちは言っている。「……君たちの観念は、どんなものであれ、人生から離れているかぎり、いつわりである。……君たちは自分を人間にしばりつけなければならない。」

「芸術家に行け、休息せよ、生活の中に入りこめ、街頭に出よ、行動せよ、そのような活動によってこそおまえの魂は成長するのだ。」我々の力は、決して大きなものではない。世論の無気味な沈黙と、

頑迷な反動屋どもの前に、それはなんと小さな一点だろう。だからこそ、統一と連帯のアピールを呼びかけよう。

労働者と、市民と、農民と、教師と、沖縄の闘う九二万の民衆と、アメリカの二〇万のデモ隊列と、連帯しよう！　団結しよう！

今こそ良心と平和とヒューマニティーの統一戦線を、我々の手で創り出そうではないか！

その日——一九七〇年六月二三日にむけて。

6・19全都芸術系学生連帯交流集会よびかけ

安保条約を廃棄し、平和・中立の日本を築く、全人民的大統一行動6・23にむけて、共に芸術系の学生として、七〇年代の文化創造の課題を考え、交流し連帯しよう。

日時　六月十九日　4・00

会場　東京芸術大学音楽学部奏楽堂

6・19交流集会実行委員会

（タイプ）（「太字問題関係」）

六月二十二日、反安保抗議行動参加のため音楽学部学生会は投票を行い、二十三日の二十四時間ストライキ権が確立した。以下は学生会執行委員会より出されたストライキ決行を呼びかけるチラシである。

なぜ！　六月二十三日のストライキを提起したか

「日米安全保障条約」の固定期限終了の二十二日を迎えて、学生・教育者・文化人を含む社会のすみずみから、労働者を先頭に広く安

保反対の声があがっています。私達芸大生が、ピアノをひき、うたい、笑っているあいだにも、アメリカ軍は、ベトナムで、カンボジアで、罪のない婦人・子供・老人を無差別に、大量に、虐殺し、民家を焼き田畑を軍靴でふみにじり、暴虐のかぎりをつくしています。それに対してベトナム・カンボジアの国々を中心に全アジアでは激しい抵抗がおこなわれています。また、日本政府は、アメリカ軍のカンボジア侵入を支持したことに明確にあらわれている通り、アジアでのアメリカ軍の最大の基地・沖縄を提供し、アメリカ軍・軍関係者などに日本の高速道路の 無料通行権 を与え、東海道線に 弾薬列車 が^{マッ}歩るのを許し、また富士山のふもとでは、アメリカ軍の指揮下にベトナム・韓国・台湾などの直接に戦闘に参加している国の軍隊の高官の参加で、日本の自衛隊が、演習をおこない、アメリカ軍への積極的な協力をおこなっています。このようなことを、しいられている、その原因は「日米安全保障条約」です。その「安保」のために、他のどの国にも例を見ない、一国の主都に^{マッ}外国の軍隊の基地があるという屈辱的な状況を生み出しています。沖縄が、治外法権的にアメリカによって自由に侵略戦争の足場に使われている、その原因も「安保」です。「安保」は単に日本の運命を政治的に決するだけでなく、安保体制下の人作り政策として、大学教育・文化・芸術の真の発展にとっても、大きな影響力をもつものです。昨年、国民の反対の声を押し切って強行採決された、「大学立法」、「中教審答申」、「教科書検定」、「神話復活」などは、「安保条約」の第二条にある、「……これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進する……」の正に具体的な現われではないでしょうか。また、その第二条に基

づいて、「文化交流日米会議」・「日米文化教育協力合同委員会」が作られているように「安保」は単に軍事・政治条約の内容だけをもつたものではないのです。

そこで芸大音楽学部学友会執行委員会は、「安保条約」に反対する意志を決め、「安保条約」の「第十条に基き、一九七〇年六月二十三日以降は片方の国の一方的な終了の意志を通告できる」その歴史的名来る六月二十三日に芸大音楽学部におけるストライキを提起しました。

また二十三日のストライキ・集会を七〇年代の芸術の課題を考え、深める出発の日にもしなければならぬと考えます。

安保反対のため 1. 学生自身への問題提起として 2. 社会への連帯のアップルとして 3. 徹底的な討論・集会・行動の保障として 全学投票でストライキを決定しよう！

- ・クラス討論、勉強会を持続的に開こう。
- ・その内容などを他のクラスにも知らせよう。
- ・クラスアップル・個人アップルなど創意ある、あらゆる方法で行動に立ちあがろう。

予定
午前 音楽学部集会
午後 全学集会 デモ(芸大生によって、芸大付近を)
めぐめよ学友

学友会執行委員会

スト権確立 六月二十三日

音校学友会執行委員会

六月二十二日午後三時に切った学生投票の決果は、

投票総数 四八二

賛成 二九七

反対 八六

保留 九七

無効 二

で二十三日の二十四時間ストのスト権を確立しました。

芸大の全構成員に訴える！

スト権確立の意義

一九七〇年六月二十三日。日本の新しい時代、夜が白む！ 巨大な太陽を招きよせるのは我々日本「国民」！ この日我等音校生がストで決起する。我等の良心はここにたからかに宣言する。我等は戦争を許さぬと。我等は自からの時代と明日に雄々しく責任を全うすると。この日、我等は、日本の青年を自覚する。今、日本の津々浦々で闘っている幾百万の人々と我等は固く連帯する。ベトナムでカンボジアで祖国解放の戦闘の内に今朝を迎えたインドシナの闘う人々と連帯する。アメリカの青年学生達と平和を願う心を通わせる。音校始〔ま〕って以来初めてのこのストは、全世界の平和と良心と結びつき、芸術を志す者の不撓不屈の情熱の照返しだ！

学生投票は成立した。スト権は確立した！

我々音楽学部学友会員は、執行部・代議員会の開く学部集会、更には音楽両学部の全学集会、地域デモ、統一集会に参加しようではないか。また我々は、先生方に対して、自主休講さもなくば出欠を

とらぬことを訴えたい。

一九七〇年六月二十三日！ 我等はこの日より安保を廃棄するために尚一層歩み続けるであろう！ この歩みはまた芸大の古い体質を芸大全構成員と共に持続的に改革しつつけるものとなるであろう！

〔横書き〕

6・23学内集会に参加し

安保について考え 反対の意志表示を

芸大音校は投票総数の65%で、6・23のスト権を確立しました。学生投票でスト権を確立したのは、芸大音楽学部始まって以来のことです。このことは学生の間で一見無感心に見えても安保条約に対する反対の意見が底流に脈打っていることが示されていると思います。インドシナでのアメリカの戦いや、沖縄での女子高生への刺傷事件、物価や公害の問題、文化の退はい化、大学の自治への侵害がすべて安保条約から来ていることを感じた結果だと思っています。

安保反対の人は6・23の学部集会、地域デモ、六時よりの代々木公園で開かれる統一行動に参加しましょう。

安保についてわからない人も学内集会に参加して考えよう。

芸術家の良心は今日をさけることはできない！

代議員会

〔騰写版・手書き〕〔大学問題関係綴〕

翌二十三日に両学部ともストライキに入り、音楽学部は二十四日に、美術学部は二十五日に解除した。

昭和四十五年六月の安保闘争後、本学における学生運動は一段落したが、次なる原動力として石神井寮・東台寮改築問題と授業料値上げ問題が持ち上がった。

寮改築問題では、昭和四十四年八月九日に提出された厚生補導協議会委員の報告書を掲載する。

東京芸術大学石神井寮および東台寮を見て

報告者

学制生活協議会（厚生補導協議会）委員

斎藤 一郎

（昭和四十四年八月九日）

「寮費」は百円なんだろう？ 三百円になったって、安いじゃないか、世間の常からいって」とわたしがあったのに対して、わたしの最も信頼している学生のひとりが、「あんな寮に百円だって払うきがしませんよ」といったのである。そうか、寮の問題でわたし達が寮生の諸君とはなしていて、常にふにおちないところがあるのは、百円も払う気がしないというその寮の実体を知らないからでもあるらしい。「百円は一見にしかず」とはまさしくこのことではないか。寮委員長の大井君と学生課長の石本さんの交渉を、厚生補導委員会のひとりとして、学生部で聞いていて、いつもどちらのいい分も正しそうに思え、間に立って困っていたのは、実体を知らなかったからではないのか。見なければ話にならない。同じ意見の佐藤寛教官とふたりで早速、ふたつの寮を見学することにした。以下はその報告である。

石神井寮（男子寮）

（敷地六三三㎡、建物二三九㎡、現在寮生数一〇四名）

「遠いなあ」と佐藤さんがいう。そうでもないわたしは思う。

彼は駒込寮に住んでおり、わたしは調布に住んでいる。比較の問題である。むろん寮は近いにこしたことはない。だが、遠いから通うのに億劫だということはない。もつと遠くから通うものはいるし、大学のキャンパスの中にあっても、怠けるものはいるだろう。

問題はそんなことではない。すさまじい寮の荒廃ぶりである。荒廃という語を人の心によく用いられるようになったが、これはまさしく之の意味における建物の荒廃である。修理することをやめてしまったのだから無理はない。外のはめ板のみがあつて内装の壁のないうところがある。巨大な鯨の腹の中に入つて、あばら骨を内から眺める感がある。違っているのはところどころ節穴があつて、外の陽光が漏れてくることである。もつとも、そこは一部洗濯の干し場につかわれていて、却つて風通しがいいのかもしれない。しかし、アトリエも用務員のおばさん達の休息所（ベニヤ張りである）もそこにあつて、冬はいつたいどうするのだろうと思わざるをえない。

学生の住んでいる部屋を見せてもらう。乞食だつて今時こんな場所に寝泊りはしていないのではないか。板張りの二段ベッド。固そうである。男の子は不精だから、どうせ蒲団を干すことはあるまい。失礼ながら、薄よごれていて、かびくさい。男の子独特の足のあぶ

らの匂いもする。あらゆる雑物がところせましと置かれたり、吊り下げられたり。ああ、かかる部屋からはいかなる大芸術家も生まれないであろうと憤慨する間もなく、招じられて、坐ると気持ちが悪い。畳がぶよぶよする。正確に言えば畳ではない。もと畳だったらしいもので、おそらく畳がえなどというものを一度もされたこともない古藁の残骸である。五人も坐れば場所はなくなり、主人とその仲間は下段のベッドの蒲団の上に坐ることになる。六月だというのに暑くてむしむしする。だが、どこからともなく隙間風がしのび込む。窓といわず、ドアといわず、いたるところ外界に通じる隙間があつて、これでは冬期プロパンガス代が高つくのは当然である。だいたい人間が寝泊りするように造られた建物ではないのである。

これはもと外国語大学の校舎であつて、戦前のものであり、木造としてはとくに耐用年数は過ぎており、修すことは不可能で、要するに全体が新にでもするほかはない。

廊下を歩けばミシミシいつて、そこいらじゅうの寮生の眠りをさまたげるしくみになっている。おぼさん達の苦情の最大のものひとつに、やかましくて寝てられませんというのがある。男の子のほうが早く慣れるということか。

わたしがフランスにいた時の学生寮は、毎日女中がベッドをなおし、掃除してくれ、月に一度はガラスふき、半年に一度は壁ぬりの専門家が来たものだと話しても寮生諸君は「へえー」という顔すらしない。あんまりかけはなれすぎていて、ユートピアのはなしを聞いた程の興味もおこらんらしい。

そもそも、二人同室というのも情けない。フランスでは二十畳ぐらいの部屋にひとりでいた。ここでは八畳の部屋にふたりで、四年生にならないとひとりではない。芸術創造は秘密の仕事であつて、作品は人に見せても創作の過程を人に見られるのは最大の苦痛であるはずだ。

ピアノが置いてある練習室というのを見た。殺風景な四畳半で、ガタピシの窓は夏は暑く冬は寒いようにできている。芸術家は困苦に耐えねばならぬことを教える修養室のおもむきがある。壁はそれでもとは白かったのであろうか。いたるところほこりっぽく、ざらざらしている。

調理室はさすがに手入れがゆきとどいていて、釜などびかびか光っていた。

夕食を御馳走になる。栄養士さんの苦心の作であるとみた。しかし、案の上、その肉の小さいこと。フランスでは、と何度もいつて申し訳けないが、約百円で、野菜・肉・スープ・チーズがつき、パンは食べほうだいで、味さえ文句をいわなければ満足できた。政府の半額補助があつたからである。ここではすべて自分で出す。食費四〇五〇円だから、肉の小型化はやむをえない。それにしてもこれは夕食であつて、大事である。栄養学上は足りているかもしれないが、食うという楽しみがない。太り過ぎないためにはよいが、いかにも貧しい。食べざかりの男の子である。既に太りすぎの中年向きの食事では可哀想である。

学校は慈善事業ではなく、寮は保護施設ではない。カネのない者は大学に進学すべきではなく、現に貧しいために進学をあきらめて高校にすら行けずに働いているものがある。大学に行きたいなら百万円くらい働いて貯めてからにしろ。アメリカなどではそういうふうにして大学に進学するのが常識になっておると議論をする人がいる。文部省などでもそういう考え方をする人があるそうだ。そうか、そうなのかとあらためて思い知らされた感じがする。だが、それでは教育の機会均等とは何か。優秀な学生も貧しければ、この寮の食事を食べただけで、栄養の補給もかなわず、すき腹をかかえて泣き寝入りせねばならぬのか。都内に広いマンションを買ってもらって何不自由なくひとり住いの学生も芸大にはいる。フランスでは、ともういうまい。わが国は奨学金が安すぎるのである。奨学金は生活までもみてくれない。月参千円では本の二冊も買えばおしまいである。

それなのに寮では栄養士をはじめ、まかないのおばさん達の給料までじぶん達で払っているのである。どう考えても、国民総生産量第二位とかいう国としては恥ずかしいことではないか。というのが偽りのない実感である。現にそこに坐つて、とぼしい栄養を食っている学生にむかつて、学校をやめて、働いて金を貯めてからもう一度学校に入りなおせなどと、誰がいえようか。

わたしなども、やたらと高い税金をはらわされている。そして、いたるところにデラックスな庁舎や建物が建てられている。廃屋そのものの寮を見わたして、理屈ぬきでアンバランスだと感じないほうがどうかしている。

賄いのおばさん達の苦情、主事夫人の訴え（崇高なる主事の南野さんはいささかの文句もおつしやらない）をうけたまわった後寮生の有志諸君数名、委員長の犬井君をまじえて、駅前の飲み屋まで歩きながら、佐藤さんは、「立て直すしかないな」としきりにいわれる。それ以外どうしようもないのである。なかの事はすべてそれからである。

東台寮（女子寮）

〔敷地一八七〇㎡、建物一四五五㎡、現在寮生数七十七名〕

わたし達は公平を期するため、キャンパス内の女の城も訪れることにした。七月十五日で、帰郷した寮生も多く、比較的がらんとしていたが、そのすさまじい過密ぶりにまず一驚した。家具類があちこちに出っぱっている十畳の部屋に四人同居なのである。プライバシーなどもつてのほかである。蒲団を敷くためには幾何学的直線を要する。一度敷いたら畳の部分は見えなくなり、文字通り足の踏み場がない。

女四人が同じ部屋に一年以上仲良く暮すなど奇跡に属する。よほど強靱な神経の持主でもなければ耐えられるはずもない。この寮で過すと、失礼ながら、出てくる時には、女でも芸術家でもない人になっているのではないか。

官給の机なるものがある。かつて世にあったと思われる一番小さなチャブダイをご想像いただきたい。低くて、膝も入らない（ではないかと思われる代物である。坐る机だから、脚の美容のために極めてよろしくなく、思わず周囲の寮生諸嬢の脚はいかんと盗み

見た次第。だいいち、あんなに低くては、背骨もまがるというものである。

建物はなるほど、人が住むようにこしらえたものであるから、石神井寮にくらべればまだしもましであるといえる。「根岸の里のわび住いだな」と佐藤さんは評する。そういう感の庭らしきものがないのではない。古い木造だからミシミシはひどいらしい。寝られたものではないという。ここでも賄いのおぼさんの苦情である。おぼさん達の部屋は風呂場の隣で、湿気がひどく、天窓以外陽が入らぬのである。

女の子の寮であるから、全体に掃除がゆきとどいてはいるものの、耐用年限はとくに過ぎた建物ではや姑息な修理などではどうしようもないほどのいたみかたで、漏電をおそれ交換した電線がむき出しのまま天井をはいまわっている。芸術家の美的センスを養うどころではない。飯場などでもっとまじなのがいくらでもあるだろう。いうまでもなく、この寮も建てなおすほか手のほどこしやうがなくなっているのである。中庭を真中に置いて、窓をそちらに開けてある部屋はいずれも陽が入りにくく、全体として寮は内部がきわめて陰気である。根岸の里のわび住いであるゆえんである。

夕食は、この日はいつもより滋養に富んでいたとかで、石神井寮よりはましであった。いつもはこうでないと田中委員長がいう。ここでも栄養士を公務員にして下さいという要求がある。芸大は事務官の配置が極度に不足しているため、実現は無理であるらしいと説明する。器材の購入は半年以上、賄いの道具や機械類、電気器具の

修理を頼んでも、やってもらうのに一ヶ月以上もかかるという苦情。いつも同じことで、自分の勉強もあるであろう委員長は氣(け)の毒である。

夕食後、佐藤教官の芸術論を一同うかがっているうち十時。門限である。十時門限。仕方がないとはいえよう。個室ではないから、そういう事しておかなければ、友達が帰ってくる度に起こされてしまう。だが、これでは、音楽会にも行けないし、デートもできぬ。例外が認められないからである。せめて、土曜の夜は十二時頃までといたたいが、公園内のことゆえ、風紀上の問題もある。しかし、十時門限で例外認めずでは一種の人権問題でないこともない。学校の正門は十時以後は開かないから、どうしようもない。これは寮だけでは決められないと主事の阿部さんがいう。ともかく問題は多岐にわたり、議論ははてしない。われわれは新寮を建てる前にも、即刻改善すべきところは改めていかなければならないだろう。

もうひとつ、ぜひ私のいつておきたいことは、寮費百円などはやめるべきである。ということである。世間にも説明しにくいし、管理者側にも寮生側にも責任感が起らない。「ただ同然で置いてやっているのだ」「ただ同然で泊まっているのだから」では、ものの本当の値打がわからない。自分の懐をいためてこそものに対する責任が起るし、愛情も起るのではないだろうか。だから寮費は世間の納得ができるような額にまであげるべきである。払えないものはどうするか。いうまでもない。奨学金も値上げすべきなのである。奨学金はすべからず学生の生活まで保障すべきである。今のように、学生をアルバイトに追いやったり、廃屋に住ませたり、はては、働いて

出なおせというのでは理想的な国家にははるかに遠すぎると思う。しかし、このような事を述べても、国全体の文教政策にかかわることゆえ、はかない望みにすぎぬかもしれぬ。

さて、佐藤教官とわたしは、寮視察のあと、機会を得て、文部省の石川学生課長と清水審議官とそれぞれ別個に面談することができた。寮問題は学校紛争の発火点の重要なひとつであって、この際文部省の方針をよく熟知しておくことが大事だと思ったからである。

現在、新寮が建たないのは予算が足りないからではなく、文部省が出している「〇〇大学寮管理規則」なるものを、学生側の全寮連が受け入れないためである。学生側は寮の完全自治権を要求しているのに対して、文部省は国有財産を管理する立場として、防火その他の責任態勢が明確にない限り、新寮建設は不可能であり、要するに学生にはまかせられないという。もちろん、素直に言えば、寮が学生運動の根城になることを恐れるからである。

この議論は永遠に続くものであり、文部省はただ建てなければいいのであるから、痛くもかゆくもない。困るのは学生のほうだけである。なんらかの形で文部省の納得する管理方式を示して、責任ある管理をしない限り、寮生は武士は食わねど式に永遠に廃屋に住まねばならぬだろう。学生側に妥協せよというのではなく、東京藝術大学は一般大学とは違って芸術家養成を目的としているのであるから、寮も練習アトリエを含む特別なものでなければならず、その管理方式も独自なものでなければならぬ点を認めてもらいたいのである。従って、貴重な楽器を含む建物の管理運営には教官の責任が

ぜひ必要であって、管理運営に寮生参加はあるにしても、最終的な責任は教官・職員にゆだねる必要があるという原則を確認してもらわねばならぬ。今後、学生寮委員会と合同協議の上、有効な寮規則を造りあげ、早急に新寮建設を実現しようではないかというのが、佐藤教官とわたしの提案である。広く学内の意見を聞かせていただきたいし、寮委員会としての意見の統一を求める次第である。

昭和四十四年八月九日

〔タイプ〕

〔新寮建設委員会関係書類〕

寮の老朽化に加え、緊急課題は、炊事婦など寮従業員の人件費、光熱費などがほとんど学生負担だったことである。物価の高騰により寮生活が圧迫されていたため、学生側は新寮の建設の他に炊事婦の公務員化を強く要求していた。当時の石神井寮の様子に関する新聞記事。

東京芸大石神井寮

炊事婦退職で夕食ストップ

安い給料、欠員補えず

「寮生負担やめ、公務員化を」

東京芸術大学石神井寮（東京・練馬区）では、炊事婦の一人が退職、補充がつかないため七月末以来、夕食が完全にストップしています。寮の学生たちが金を出しあって炊事婦を雇うことになっています。十分な給料が出せず、このことが補充できない原因になっています。外食や自炊を余儀なくされている学生たちは食堂の再開と学校が炊事婦を雇うことを強く要求しています。

石神井寮では、三人の炊事婦と学校が雇っている栄養士一人が寮

生九十人の食事（朝夕二食）をまかなってきました。ところが、七月に炊事婦さんの一人が退職、補充がつかないため、夕食の継続が不可能になり、朝食だけパンと牛乳でしのいでいます。

寮自治委員会（金城厚委員長）は、職業安定所へ何度も足を運び、広告や手がきのポスターなどで八方手をつくして人を求めています。が、寮生の支払える給料が安いので、いまだに補充がつきません。自炊をしようとしても、寮の食堂にはガスコンロが四台しかなく、外食すれば高くつきます。

この一週間に三度、インスタントラーマンで空腹を補ったという芸術学科三年の綿貫公平さんは「電気、ガス、交通費、なにもかも値上がり。高給を払えば、人もみつかるのですが、いまの給料が寮生の負担の限界です。この寮生は遅くまで大学で練習や制作をする関係から、寮の夕食は欠かせないのですが……。お先まつ暗です」と深刻な表情。

文部省は、昭和三十九年の炊事婦の人件費などを寮生負担とする「学生における経費の負担区分に関する通達」と、総定員法による公務員の定数削減を口実に、学生寮の炊事婦公務員化を認めようとしません。

石神井寮自治委員会の金城委員長は「見通しが立たず不安な毎日です。欠員を補充し、食事を再開することが先決ですが、それだけでは、解決しません。問題は炊事婦の公務員化を認めない文部省の態度です。学寮は、たんに寮生だけのものではありません。教育の機会均等、学生の勉学条件を保障する、大学の重要な構成部分です。学校当局、文部省にたいし、ねばりづよく要求していきます」と話

しています。

（赤旗）昭和四十九年十月三日

昭和四十五年四月二十四日、新寮建設について教官と学生による第一回目の正式会議が行われた。以後数回の会議を経て、十月二十八日には斎藤教官による試案が発表された。

記

一、敷地について

もと芸大の敷地であつた国会図書館上野支所、社会教育研修所などの返還には相当な時日を要する上、たとえ芸大に返還されたとしても、これを学生寮に使用することなどは、「社会通念」上まず不可能と判断されるので、このことはあきらめる。従つて、敷地は現在の場所と決定する。ただし、この場合、東台寮の新寮を、現在の音楽学部別科・美術学部・保存科学教室等のある、道路をひとつおいた北側の芸大敷地にすることが可能かどうか検討し、可能ならばそう決定する。

一、寮の規模

文部省の担当係官と充分打ち合わせをおこない、実現不可能なごとき理想案は避ける。ただ芸術大学という特殊事情を充分に関係当局に説明して、練習室、アトリエのごとき特別施設をできるだけ認めてもらう努力をする。その場合、現在の寮の総面積を基礎に考え、新寮建設というより、むしろ老朽のための改善という、予算獲得に絶対有利な条件を活用することとする。収容人員は現在数を基礎と

して一ないし二割増程度をメドとする。

齊藤 一郎

〔横組〕〔新寮建設委員会関係書類〕

一、「ひとり一室」とし、アトリエ、練習室も兼ねると言う意味から、できるだけ広い部屋とする。なお、結婚している者のための部屋として、石神井寮に夫婦用の部屋を数室設ける。

一、改築中は、その時寮に居住している者は一時下宿などに移る必要がある。そのため無駄をある程度さけるため、改築年度の新一年生の入寮希望者は新寮完成まで下宿等で待機してもらうこととし、また二年生以上の寮生でどうしても下宿などに移れない者にはプレハブ等の仮の寮教室を工事現場からやや離れた場所に設ける。音楽学部別科に東台寮新寮を建てる場合には、完成するまで、旧東台寮を存続させるから問題はない。

一、寮規則、管理運営方式については現行規則、現行管理運営方式をそのまま存続適用する。社会通念の変化にともなう成文法を確立して行くこととし、当面は教官、事務官と寮生諸君の信頼に基づく、「従来慣行」を第一原則とする。そしてこの問題を討議することによって概算要求の提出が間に合わなくなるような愚を避けるため、先ず相互の信頼を確認した上で、各種の作業に入る。

一、建物の設計については、斬新で美しい建築であることを優先させる。従って、設計は第一級の芸術家にまかせる。しろうとの通俗的な要求は、こと生活に関するものだから、できるだけ申し入れることはあっても、決定は全て建築家にあるという原則を確認する。

一、建築の優先順位は、石神井寮を一位、東台寮を二位とする。

昭和四十五年十月二十八日

同日、確認書の調印を学生側が要求したが大学側は拒否し、かわりに修正を加えた「確認書」を学生側に提示した。双方が合意に達するまでには時間がかかったが、翌四十六年十一月十一日、それまでの討議を十一項目にまとめて大学側・学生側で再確認した。

46・11・11提示

数回にわたって大学側（学生部）と寮委員（学生）との懇談により、下記事項について、一応の話し合いがついた。

1. 男子新寮の建設敷地は、現石神井寮敷地内に建てかえるよりほかには早期建設が出来ないと考えられるので、大学側の提案通りとする。

2. 女子新寮の建設敷地は、音楽学部別科教室の敷地を希望する。

3. 男子寮・女子寮の建設順序は男子寮を優先する。

4. 木造寮から鉄筋寮に建てかえた場合は、寄宿料が一ヶ月一〇〇円から三〇〇円に引き上げられることは了承する。

5. 寮規則については、現規則の若干の手直しをする。

6. 負担区分については、ほぼ現行通りで了承する。

7. ただし5・6項については今後話し合いの余地を残す。

8. 定員・規模については、男子寮二一〇名、一、七二六㎡、女子寮九十五名、一、五八七㎡で要求する。定員は規定員と同数であり、建坪は文部省の基準坪数で了承する。



石神井寮正門と女子寮（男子寮は右側）、昭和52年頃

9. 居室については個室と二人部屋を設ける。なお部屋数の比率については、今後検討する。
10. アトリエ・練習室については、居室内に設けることは、困難と思われるので別個に設ける。
11. 新寮建設に際しては、旧寮建物ならびに居住学生の取扱については、出来る限り大学側と学生側が最善の方法について工夫し、協力する。

以前から新寮問題は盛んに討議されていたが、この頃より学生集会や立看板が目立つようになり、さらに活発になっていくことが窺える（『評

議会議事録』昭和四十七年一月二十日）。その後、学生側と大学側とのあいだで時間をかけて詳細な取り決めが行われた。昭和四十七年度には新寮建設委員会が八回開かれ、寮にアトリエおよび音楽練習室を作ること、男子／女子合同寮として石神井にまとめること、などが決定された。昭和四十八年度には二回開かれ、寮の規模や収容定員について決定された。そしてようやく昭和四十九年度の概算要求として文部省に提出された。昭和五十年三月には新寮建設が着工し、十一月十七日竣工、十二月一日に開寮した。

授業料値上げ問題では、昭和四十五年十月十五日、音楽学部学友会・美術学部自治会より学長宛に、以下のような公開質問状が提出された。この質問状に対しての回答は行われていない。

公開質問状

昭和四十五年十月十五日

美・学生自治会執行委員会

音・学友会執行委員会

福井直俊 学長殿

九月二十二日、坂田文相が参院文教委員会において、国立大授業料値上げの意向を明らかにしました。また自民党文教委員会、大蔵省等も国立大授業料値上げの方針を決定し、予算審議を間近にひかえ、事態はさわめて重大になって来ています。

我々執行委員会は、この授業料値上げについて、

① 現在の諸物価の値上がりの中で、ことに芸大のようにアルバイトにより、学費をまかなっている学生の多い所では、ただでさえ

苦しい学生生活を破壊に導くものである。

② 憲法と教育基本法に保障された、国民の教育を受ける権利を大幅に制限し、教育の機会均等を破壊するものである。

と考へ断固反対闘争に立ち上がるが、
I 学長は、この国立大学授業料値上げについて、どのように考へておられるか？

II 執行委員長は、昨年の学長選挙時の学長の確約である。教育基本法を尊重するという立場からも、学長は当然、この授業料値上げに反対されるであろうと思うが、全学生の前に「授業料値上げ反対」の意向を明らかにする事によつて、再度、昨年度の立場を明確に確認されるか？

III 学長は、文部省その他、関係当局に対し、値上げ反対の意向を明らかにし、抗議を行う意志を持つておられるか？

以上、三項目の質問に対し、今週中（十月十七日）に回答されるよう要望します。

（タイプ）

（『評議会議事録』昭和四十五年度）

国立大学の授業料値上げに関しては、昭和四十六年十二月に国立大学協会でも二度反対声明を出しており、本学も署名している（『評議会議事録』昭和四十七年一月二十日）。同年二月二十四日には学友会・自治会を含めた学生五者から教授会に申し入れがあり、内容は授業料値上げ反対を両教授会名で文部省に提出するようということであった（『評議会議事録』昭和四十七年二月二十八日）。

授業料値上げに関する反対運動は全国的に盛んに行われたが、結局昭和四十八年度より施行されることとなった。従来の一萬二千元から三万

六千円へと三倍に値上がりし、その後昭和五十二年には九万六千円に引き上げられた。